



横浜市信用保証協会の現況
DISCLOSURE
2023



目次

● ご挨拶	2
● プロフィール	3
● コンプライアンス	6
● 個人情報保護宣言	7
● 事業計画・評価	8
● 信用保証制度のご案内	18
● 信用保証の動向	21
● 事業者のニーズに応じた支援	26
● 広報活動	30
● 主な保証制度	31
● トピックス	33
● SDGsに関する取組	35
● 社会貢献活動	37
● 令和4年度決算	39
● ご相談窓口のご案内	44

当協会の記章(マーク)について



記章(マーク)

英字のG(GUARANTEE[保証])をモチーフとして、その中に三つの楕円が接した形状で構成しています。この三つの楕円は信用保証協会の存在を表しています。

- 1つ目の楕円は中小企業
- 2つ目の楕円は金融機関
- 3つ目の楕円は当協会

この楕円が結び合い、関連性や融合性を深めています。この三つの楕円の形状を英字のY(横浜YOKOHAMA)としています。記章(マーク)全体は曲線部分を多くとり入れ、柔軟性と優しさを表現しています。色(カラー)は、みなと横浜のイメージにあったブルーを基調とし、さわやかさを強調しています。

◆横浜市信用保証協会 イメージキャラクター



中小企業の情報を
キャッチするために、
アンテナを張っている

幸福の象徴
ハート型の輪郭

お腹に海を
イメージした
波模様

ふく
ハマ福

◆プロフィール

- | | |
|-----|--|
| 名称 | ハマ福(ヨコハマのふくろう)
ふくろうは知性の象徴。また、夜目が利くことから「世間に明るい」とも。 |
| 就任日 | 令和3年3月1日 |
| 特徴 | 横浜経済を見渡して金融の円滑化を図り、中小企業・小規模事業者に福をもたらす。 |
| 趣味 | 横浜市内の観光 |
| 特技 | 横浜市内事業者の相談に乗り、資金繰りや経営課題の解決をお手伝いすること。 |



横浜市信用保証協会
会長 横山 日出夫

平素より、横浜市信用保証協会に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、前年度の事業実績や本年度の経営計画などをご報告する「横浜市信用保証協会の現況 DISCLOSURE 2023」を作成いたしました。信用保証制度や当協会の取組についてご理解を深めていただく一助になれば幸いです。

さて、令和4年度の横浜経済は、新型コロナウイルス感染症による社会経済活動への影響も和らぎ、全体として緩やかな回復となりました。しかし、市内事業者の皆さまにおかれましては、資金繰り、後継者不足、デジタル化対応などの様々な課題を抱えながら、急激なエネルギー・原材料高、進まない価格転嫁、歴史的な円安、深刻な人手不足などに直面する厳しい一年となりました。

こうした厳しい経営環境がシームレスに5年度へと続く中、多くの市内事業者の皆さまがいわゆるゼロゼロ融資の返済を迎えられています。これまで以上に、お客さまに寄り添った資金繰り支援をはじめ、ポストコロナの新しい価値観や縮小する市場などの環境の変化にも対応できる持続可能な経営支援の重要性が高まっています。さらに、スタートアップをはじめ、経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けた積極的なアクションも求められています。

当協会としては、ゼロゼロ融資からの借り換えを含む多様な資金需要に対応するために本年1月に改正された「伴走支援型特別保証制度」や、3月に創設された経営者保証を不要とする「スタートアップ創出促進保証制度」をはじめ、市内事業者の皆さまのライフステージやニーズに適った金融支援に全力で取り組むとともに、中小企業診断士などが訪問の上、改善提案などをさせていただく「専門家派遣事業」などの経営支援に積極的に取り組んでまいります。

これらはいずれも金融機関や支援機関、国や横浜市の皆さまとの連携が大変重要になってまいります。これまで以上に顔の見える関係を築かせていただき、情報共有の深度を高め、お客さまにとって最適なサービスをご提供できるよう、地域の一員として、ともに汗をかかせていただく所存です。

そのためにも、デジタル技術を活用し、利便性の向上や業務の効率化を推進するとともに、健康経営の下、課題解決のお役に立てる人材の育成に引き続き取り組んでまいります。また、Y-SDGs認証（Superior：上位）の取得団体として、市内事業者の皆さまとともに、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

本年度も、イメージキャラクター「ハマ福」とともに、皆さまに親しまれ信頼される保証協会を目指し、経営者・従業員・ご家族の皆さまの幸せのため、ひいては横浜経済発展のため、役職員一同全力を尽くしてまいります。引き続きのご支援、お力添えを賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

令和5年7月

プロフィール

コンプライアンス

個人情報
保護宣言事業計画・
評価信用保証制度の
ご案内信用保証の
動向事業者のニーズに
応じた支援

広報活動

主な保証制度

トピックス

SDGsに
関する取組

社会貢献活動

令和4年度
決算相談窓口の
ご案内

プロフィール

横浜市信用保証協会は、第2次世界大戦で荒廃した国土復興の槌音が高まる中、横浜市が中心となって、金融機関、商工会議所、商工組合中央会、業者団体等の協力を得て、全国で4番目、戦後最初の信用保証協会として発足しました。

創 立	昭和22年11月29日
人 格	信用保証協会法に基づく法人
目 的	中小企業者等のために信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図ることを目的とする。（定款第1条）
基 本 財 産	281億円（令和5年3月31日現在）
保証債務残高	43,996件、6,008億円（同上）
利用企業者数	25,609者（同上）
事 務 所	本 所 中区山下町22 山下町SSKビル9階、10階 北部支所 港北区新横浜3-9-18 新横浜TECHビルB館6階 西部支所 西区北幸1-6-1 横浜ファーストビル7階 南部支所 港南区上大岡西1-6-1 ゆめおおおかオフィスタワー22階
役 職 員 数	104名（令和5年4月1日現在）

● 経営理念

中小企業者の良きパートナーとして金融の円滑化を図り、地域経済や社会の発展に貢献するとともに、日々の業務を遂行するにあたり、関係法令および諸規程を遵守し、役職員協調のもと互いに研鑽に励み、真に信頼される協会の運営を目指します。

● 役割

信用保証協会法に基づき設立された認可法人で、中小企業・小規模事業者の皆さまがお借入をするときの「公的な保証人」となり、事業資金の調達をスムーズにする役割を担い、横浜市内約25,000企業の皆さまにご利用いただいています。

以下の経営ビジョンのもと、『横浜の中小企業の「明日」を身近でサポート』していきます。

経営ビジョン

私たちは、信用保証と経営支援を通じて
中小企業の「明日」を応援し
横浜経済の活力ある発展に貢献します。



沿革

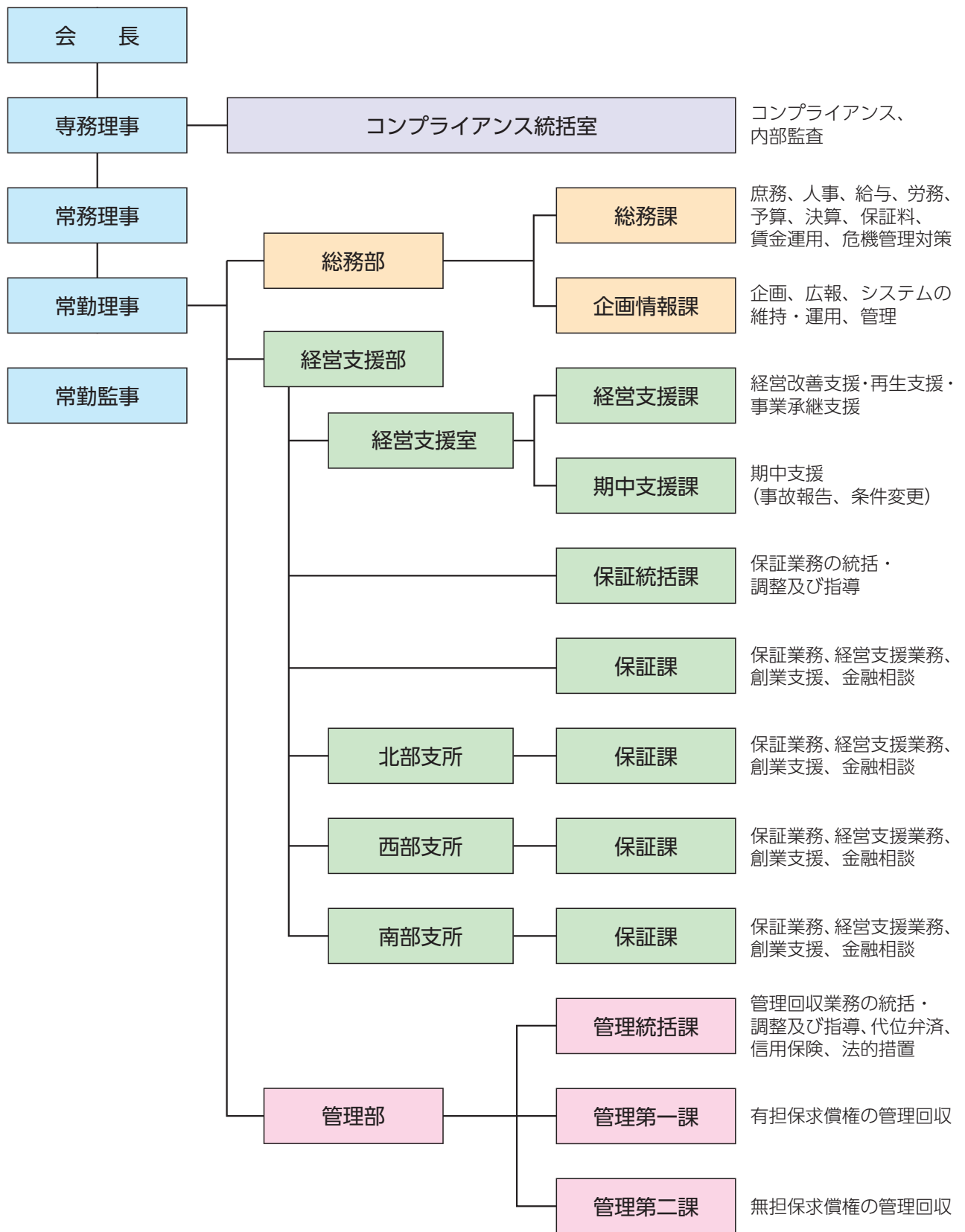
昭和22年11月29日	社団法人横浜信用保証協会設立
昭和24年10月21日	財団法人横浜信用保証協会に変更
昭和29年10月11日	信用保証協会法に基づく認可法人に組織変更
昭和29年11月1日	横浜市信用保証協会設立登記
昭和40年9月1日	鶴見支所開設
昭和41年4月1日	南連絡所開設
昭和45年9月1日	保土ヶ谷連絡所開設
昭和47年4月1日	神奈川連絡所開設
昭和52年6月1日	神奈川連絡所と保土ヶ谷連絡所を統合し西部支所を開設
昭和54年4月1日	南連絡所を南部支所に昇格
平成22年7月20日	鶴見支所を移転し、北部支所として開設
平成27年5月7日	西部支所を移転

役員構成

役職名	氏名	備考	
会長	横山 日出夫	常勤	前 横浜市財政局長
専務理事	中嶋 章夫	常勤	前 横浜市信用保証協会 常勤理事兼総務部長
常務理事	宇都木 朗	常勤	前 横浜市総務局危機管理室長
常勤理事	内海 英明	常勤	横浜市信用保証協会 総務部長
理事	大前 茂	非常勤	横浜信用金庫 理事長
理事	石川 清貴	非常勤	一般社団法人 横浜市商店街総連合会 会長
理事	三村 智之	非常勤	株式会社 神奈川銀行 取締役会長
理事	星崎 雅代	非常勤	横浜市 経済局長
理事	木戸口 昌己	非常勤	株式会社 商工組合中央金庫 執行役員 神奈川営業部長 (横浜支店長 兼 川崎支店長 兼 横浜西口支店長)
理事	新井 英輔	非常勤	公益社団法人 横浜貿易協会 会長
理事	加藤 卓郎	非常勤	一般社団法人 横浜市工業会連合会 会長
理事	小峰 直	非常勤	横浜商工会議所 副会頭
理事	高野 堅	非常勤	一般社団法人 横浜銀行協会 専務理事
監事	前田 健	常勤	前 横浜市信用保証協会 管理部長
監事	猪鼻 久義	非常勤	公認会計士・税理士

(令和5年7月1日現在)

● 組織図



(令和5年7月1日現在)

コンプライアンス

当協会では、「横浜市信用保証協会倫理憲章」を制定するとともに、コンプライアンス経営を構築するため、「コンプライアンス体制」を整えて、コンプライアンスの実践に取り組んでいます。

● 横浜市信用保証協会倫理憲章

信用保証協会の公共性と社会的責任

- ・信用保証協会の持つ社会的責任と公共的使命の重みを常に認識し、自己責任の原則に基づく健全な業務運営を通じて、揺るぎない信頼の確立を図ります。

質の高い信用保証サービス

- ・中小企業者や社会のニーズに的確に応えるため、一層、高度な専門的知識の吸収に努めるとともに、俊敏な行動力を発揮し、質の高い「信用保証」サービスを提供することにより、地域経済の発展に貢献します。

法令やルールの厳格な遵守

- ・あらゆる法令を厳格に遵守し、社会的規範に反することのない誠実、かつ公正な企業活動を遂行します。

反社会的勢力(不当要求行為)との対決

- ・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力(不当要求行為)とは、断固として対決します。

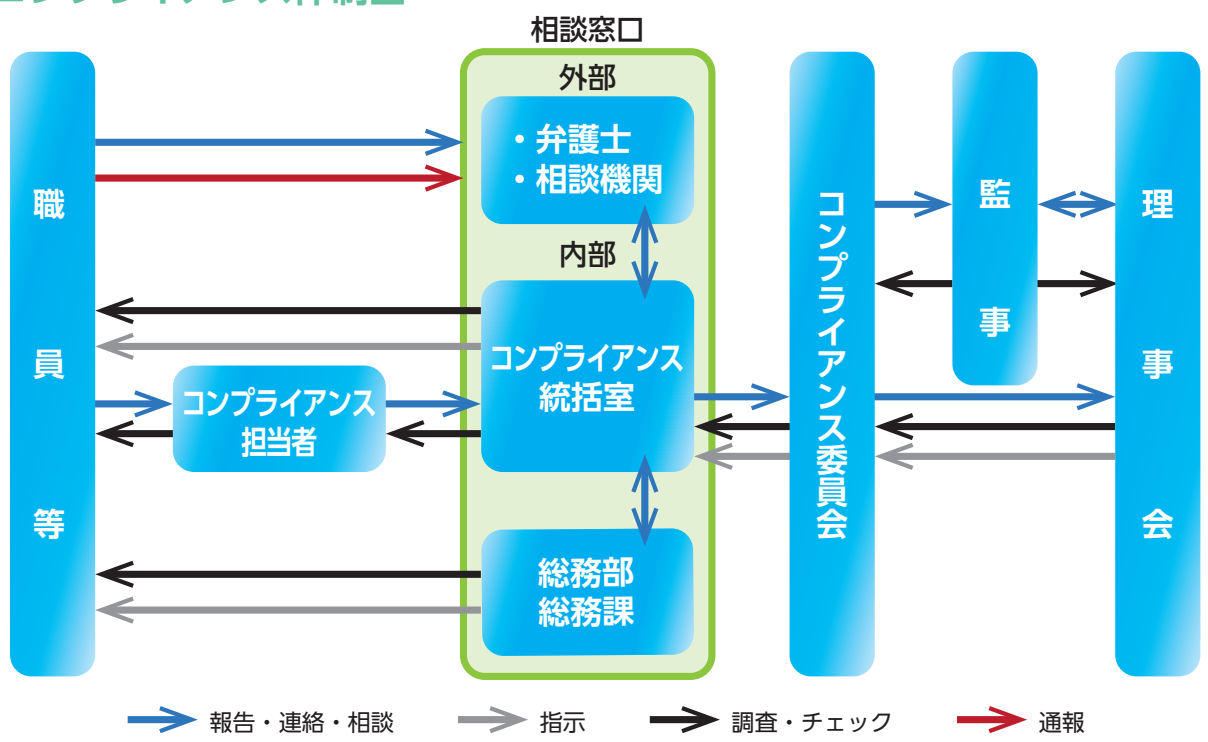
地域社会に対する貢献

- ・広く住民とのコミュニケーションを図りながら、地域社会への貢献に努めます。

誠実な職務の遂行

- ・日々の業務の遂行にあたっては、常にお客さまの立場にたって、誠実、かつ親切に対応します。

● コンプライアンス体制図



個人情報保護宣言

業務上、お客さまの個人情報を取得・利用等をさせていただきますが、お客さまの個人情報の取扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めています。

1. 個人情報に関する法令等の遵守

当協会は個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)などの法令およびガイドライン等を遵守して、お客さまの個人情報を取り扱います。

2. 個人情報の取得・利用・提供

当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客さまの個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページ(または備え付けのパンフレット)の「個人情報保護法に基づく公表事項に関するご案内」の1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。

取得したお客さまの個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。

取得したお客さまの個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客さまの同意を得ないで第三者には提供・開示しません。

お客さまの本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

3. 個人データの適正管理

お客さまの個人データについて、組織的・人的・物理的・技術的安全措置を継続的に見直し、お客さまの個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。安全管理措置の主な内容につきましては、当協会ホームページ(または備え付けのパンフレット)の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の9.「保有個人データの安全管理措置に関する事項」に公表しておりますのでご覧ください。

4. 個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客さまの個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

5. 個人データの委託

当協会は、個人情報保護法第27条第5項第1号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。

委託する場合には適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

6. 保有個人データ等の開示・利用目的の通知

法令等に定める一定の場合を除き、お客さまは、当協会が保有するお客さまご自身の個人データ等の開示およびその利用目的の通知を求めることができます。

請求の方法は当協会窓口(または備置してある個人情報開示請求書)に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口(または郵送)ください。

個人データの開示および利用目的の通知につきましては実費相当額(1件につき300円)をいただきます。

7. 保有個人データの内容の訂正等、利用停止等、第三者提供の停止

当協会が保有する個人データについて、内容の訂正・追加・削除、利用停止、消去または第三者提供の停止のご要望がある場合は、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、ご対応いたします。

6.7.の具体的な手続につきましては当協会ホームページ(または備え付けのパンフレット)の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の8.(3)「開示等の請求等に応じる手続等に関する事項」をご覧ください。

8. 質問・苦情について

当協会は、お客さまからの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

9. 開示・利用目的の通知・内容の訂正等・利用停止等・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は以下のとおりです。

住 所 〒231-8505

横浜市中区山下町22 山下町SKKビル9階

電話番号 045-662-6622

担当部署 総務部総務課

事業計画・評価

● 中期事業計画(令和3年度～令和5年度)

横浜市信用保証協会は、『横浜の中小企業の「明日」を身近でサポート』をスローガンに、国および横浜市の中企業振興施策を踏まえ、信用保証と経営支援を通じて横浜市内の中小企業・小規模事業者(以下「市内事業者」)の金融の円滑化、経営の改善発達に貢献し、市内事業者の良きパートナーとなることを目指すとともに、コロナ禍で顕在化した非対面かつ迅速な手続きの重要性を踏まえ、デジタル技術を活用した既存業務の変革にも取り組んでまいります。

以上を踏まえ、令和3年度から令和5年度までの3か年間における業務上の基本方針について、次に掲げる事項を主要項目として取り組むとともに、年度ごとに実施状況を検証しながら実効性を高めていくこととします。

1) 政策保証の活用および金融機関との連携による資金繰り支援

国や横浜市の中小企業振興施策に基づく政策保証を活用して、市内事業者の成長・持続的発展、危機時における事業継続を資金面で支援するとともに、金融機関と連携して個別の市内事業者に関する事業状況や金融機関の支援方針などを共有することで迅速な資金繰り支援に繋げてまいります。

2) 地方創生への貢献を果たすための取組み

横浜経済の担い手である市内事業者の減少を食い止めるためにも、創業者および事業承継局面にある市内事業者を資金面で支援します。創業者に対しては創業期を乗り越えるための支援も行い、事業承継が課題となっている市内事業者に対しては円滑な事業承継に向けた資金面での支援を行うことで、市内事業者の成長または持続的な発展をサポートします。

3) 伴走型経営支援の実施

企業訪問を通じて市内事業者が抱える課題の共有に努めるとともに、金融機関および中小企業支援機関と連携し、ライフステージに応じた経営支援により市内事業者の経営課題の解決に向けて取り組みます。経営支援にあたっては「信用保証協会中小企業・小規模事業者経営支援強化促進補助金」を活用して外部専門家派遣などを実施し、市内事業者の持続的な経営改善・生産性向上のため、金融支援も含めて伴走型で取り組みます。また、当協会の実施している経営支援の取組みに関する定量的な効果検証に向けた試行・準備も行っております。

4) 中小企業支援機関等との連携

市内事業者の様々なライフステージにおいて直面する個別の課題を的確に捉え、課題解決のために必要なノウハウを持つ中小企業支援機関等と連携します。

5) 期中管理の強化

当協会を利用している市内事業者の業績悪化の兆候を金融機関と連携して早期に把握し、経営支援などのニーズを探ったうえで経営改善できるように取り組みます。

6) **事業継続計画の実効性の確保と危機管理態勢の強化**
 役職員に対し事業継続計画の周知・徹底を図るとともに、自然災害等が発生した場合においても事業継続計画に基づき実際に行動できるように訓練を実施して事業継続計画をより実効性のあるものとしす。また、自然災害の発生や感染症拡大など、非常時においても業務運営に支障を来すことがないように危機管理態勢を強化します。

7) 組織力の向上

市内事業者の資金調達や経営支援などの多様なニーズに応えていくため、職員一人ひとりの業務能力を高めるとともに、協会内外の知見・見識や人的ネットワーク構築の機会を広げていくことにより、視野の広い協会職員を育成してまいります。

また、業務の効率化・合理化などを通じてワークライフバランスと健康経営を推進し、協会全体の力を向上させます。

8) コンプライアンス意識の向上

公的な保証機関として公益的使命および社会的責任を果たしていくため、コンプライアンスプログラムに基づく活動などを通じて役職員のコンプライアンス意識を高めます。

9) ガバナンス態勢の充実

経営の透明性を確保していくとともに、定期的な内部監査などを通じてガバナンス態勢を充実させ、日々の業務の適切な運営・管理を確保します。

10) 反社会的勢力排除に向けた取組みの徹底

反社会的勢力に関するデータベースの充実に取り組むとともに、「信用保証協会向けの総合的な監督指針」において求められている一元的な情報管理や組織としての対応に取り組みます。また、神奈川県警察本部や神奈川県弁護士会との連携等により、反社会的勢力等との関係遮断を徹底します。

11) 基幹システムの安定運用

業務の基幹となる保証協会共同システムの安定運用に継続的に取り組むとともに、コロナ禍で顕在化した非対面かつ迅速な手続きの重要性を踏まえ、業務の電子化などを推進してまいります。

12) 広報活動の充実

国や横浜市による政策保証を活用した市内事業者への資金繰り支援策や各種支援策などを迅速に且つ広く周知する必要があることから、ホームページやLINE等の各種媒体を活用するとともに、マスメディアにも積極的に情報を提供するなど、市内事業者に有益な情報を適時に発信して市内事業者の経営を情報面で支援します。

13) 地域社会への貢献

当協会がご利用いただいている市内事業者や地域に支えられている存在であることを改めて認識し、地域社会に貢献できる活動に様々な形で取り組みます。

● 経営計画(令和5年度)

1. 業務環境

(1) 横浜市の景気動向

令和4年は新型コロナウイルス感染症の影響に加え、原油等資材価格の高騰や半導体供給不足、為替の急激な変動等により経済環境は引き続き厳しい状況にありましたが、経済活動の正常化が進んだことから各業種において持ち直しの動きが見られました。一方で、全体的にはコロナ禍での各種資金繰り支援策によって依然として倒産は抑制された状態が続いていますが、足元では本業の立て直しに至らなかった企業の倒産が増加傾向にあります。特に製造業では原油等資材価格やエネルギー価格高騰による影響が大きく、需要面に回復は見られますが依然として先行きについて不透明感が継続しています。

また、今後も各種物価高騰は当面継続することが予想されることから、業況回復についてはさらなる二極化が懸念され、本業の回復に時間を要している企業の息切れによる倒産増加が憂慮される状況にあります。

(2) 中小企業・小規模事業者を取り巻く環境

令和4年の神奈川県内の倒産件数は令和3年に次ぐ低水準となりましたが、3年ぶりの増加に転じました。増減を繰り返しながらも全体では前年同月を上回る月が多く、コロナ禍での各種支援策により抑制されていた企業倒産は下げ止まりから緩やかな増加傾向に転じています(帝国データバンク「神奈川県企業倒産集計2022年報」)。また、不安定な国際情勢からくる原油等資材価格やエネルギー価格高騰による持続的なインフレ圧力が経済に与える影響は大きく、外部環境の変化の影響を受けやすい中小企業・小規模事業者にとって厳しい環境にあります。

さらに、神奈川県の後継者不在率は66.2%と初めて70%を下回り(帝国データバンク「神奈川県後継者不在率動向調査 2022年」)事業承継が徐々に進んできていることが窺えますが、全国平均を上回っていることから依然として事業承継は神奈川県内中小企業・小規模事業者の課題と言えます。

2. 業務運営方針

横浜市信用保証協会は、国や横浜市の中小企業振興施策を踏まえた政策保証を活用した資金繰り支援、ならびに経営支援にお客さま本位で取組めます。特に、令和5年度は横浜市新型コロナウイルス感染症対応資金(実質無利子・無担保融資)の利払い開始等により返済負担が重くなっている横浜市内の中小企業・小規模事業者(以下「市内事業者」)の金融の円滑

化、経営の改善発達に貢献します。以上を踏まえ、各部門の業務運営方針を次のとおりとしました。

(1) 保証部門

横浜市新型コロナウイルス感染症対応資金(実質無利子・無担保融資)の利払い開始等により返済負担が重くなっている市内事業者への借換支援に取組むとともに、SDGsやDX等に向けた多様化する資金ニーズに合わせた支援を行っていきます。そのために、引き続き金融機関や中小企業支援機関等と連携して、市内事業者の事業状況・支援方針を共有すること等により市内事業者への伴走支援を推進していきます。

また、経済・社会構造の変化や経営者の高齢化が進み市内事業者が減少傾向にある中、市内経済の活性化に向けて新たな地域の担い手を創出する必要があります。そのため、創業者や事業承継局面にある市内事業者の支援に取組むとともに、経営者による思い切った事業展開を後押しするため、経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けた取組みに金融機関と連携して対応してまいります。

(2) 経営支援・期中管理部門

新型コロナウイルス感染症関連の保証制度の返済開始時期を迎える市内事業者を重点支援先として、中小企業診断士や公認会計士等の専門家を活用した個社の課題解決支援に取組むとともに、金融機関および中小企業支援機関との連携を深め、各支援機関への橋渡し役を担ってまいります。

返済軽減を希望する市内事業者には柔軟な対応を行い、経営改善が必要な先に対して金融機関と連携して経営支援に取組みます。

(3) その他間接部門

公的な保証機関として公益的使命および社会的責任を果たしていくため、デジタル技術を活用した利便性向上や業務効率化を推進していくとともに、感染症拡大や自然災害をはじめとする緊急事態が起きた場合においても、事業継続計画(BCP)に基づき持続可能な業務運営に取組めます。

また、市内事業者や関係機関から信頼される組織であり続けるため、役職員のコンプライアンスの推進、経営の透明性の確保、反社会的勢力の排除に取組めます。加えて、働きやすい職場づくりを押し進めるとともに、組織力の強化に向けて人材の育成や自己啓発への環境整備に引き続き力を入れてまいります。

さらに、市内事業者には有益な情報をわかりやすく伝える広報活動に取組むとともに、SDGsに資する取組みを通じて地域社会の持続的発展に貢献するための様々な活動に取組んでいきます。

3. 具体的な課題および課題解決のための方策

(1) 政策保証の活用および金融機関等との連携による支援

- ①市内事業者の保証料負担が少ない伴走支援型特別保証制度を活用した借換支援を推進します。
- ②SDGsよこはま資金をはじめとする政策保証の推進等、個別企業の状況に即した資金繰り支援を行います。
- ③金融機関との連携強化を図るため、部門別(統括部門・保証窓口)・階層別(役員・管理職・担当者)による対話や、金融機関内部研修への講師派遣等に取り組めます。
- ④市内事業者に対して、横浜市、中小企業支援機関、各種業界団体との連携を通じ、保証制度や経営相談会開催等についての周知活動を行います。
- ⑤市内事業者の多様化する課題を引き出し解決していくために、職員の経営支援やコミュニケーションに関するスキルの向上を図ります。

(2) 新たな地域の担い手創出による地域経済の発展のための取組み

- ①経営者保証に依存しない保証制度を推進します。
- ②金融機関や中小企業支援機関による創業セミナー・研修会等を通じて創業保証制度を周知することで、創業者の資金調達支援に繋がります。また、創業保証利用後のフォローアップを実施することで、事業安定までに課題を抱える市内事業者を支援します。
- ③事業承継が円滑に進まない市内事業者に対して、金融機関と情報共有を図り事業承継を支援します。

(3) 市内事業者の課題に応じた経営支援

- ①新型コロナウイルス感染症関連の保証制度を利用しており、かつ返済開始時期を迎える市内事業者を重点支援先としたうえで、他の経営課題を抱えていると思われる先にもプッシュ型でアプローチして課題に応じた経営支援に取り組めます。
- ②市内事業者の事業承継に向けた準備状況を順次確認し、必要に応じて事業承継に向けた経営者保証解除の提案、専門家や支援機関を活用した事業承継支援に取り組めます。
- ③再生フェーズにある市内事業者には、経営サポー

ト会議の活用を促し、金融正常化をはじめとする事業再生支援に取り組めます。

- ④市内事業者の経営上の課題解決を間接的に支援するため、ビジネスセミナー開催等を行うとともに、経営支援事例集等を活用して当協会の経営支援認知度向上に取り組めます。
- ⑤専門家派遣実施先の財務データ等の定量面、アンケート結果等の定性面の両面から効果検証を行い、当協会の経営支援の有意性を検証し、今後の経営支援方針等に活用します。

(4) 金融機関・中小企業支援機関との連携強化

- ①金融機関との情報交換を通じて当協会が直接的に経営支援に取り組むべき市内事業者を明確化し、優先順位を付けながら経営支援に取り組めます。
- ②経営改善計画策定支援事業等を利用した市内事業者のうち、計画再策定が必要な先等に対して神奈川県中小企業活性化協議会と連携しながら支援します。
- ③経営支援の実効性を高めるため、当協会の専門家派遣が終了した市内事業者のうち改善提案事項等を具体的に実行する意欲のある先を中小企業支援機関に橋渡しして、更なる支援に繋がります。

(5) 効率的な期中管理

- ①分割返済不履行の先については、金融機関とともに実態把握と適切な期中管理を行います。「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」に基づく私的整理の申し出にはガイドラインの趣旨を踏まえて初動対応します。
- ②延滞初期段階の先、事故報告書を受領している先、返済軽減している先のうち必要と思われる先に経営支援を提案し、課題解決支援に繋がります。
- ③代位弁済が避けられない先は回収部門と連携して適時に債権保全措置を行い、早期かつ効率的な回収に繋がります。

(6) デジタル化の推進と基幹システムの安定運用

- ①市内事業者や金融機関の利便性向上のため、保証申込手続きの電子化について、全国信用保証協会連合会の取組み状況の情報収集に努めるとともに、金融機関への情報提供や協議を進めること等、円滑な導入に向けて取り組めます。
- ②定型業務へのRPA拡充や各種書類の電子保存の準備を行い、デジタル技術を活用した業務の効率化に取り組めます。
- ③システムの保守・改善、災害対策訓練等を通じて

基幹システムの安定運用に努め、確実な業務運営に繋がります。

(7) 働きやすい職場づくりの推進

「横浜健康経営認証クラスAAA」認証事業所として、さらに働きやすい職場づくりに向けて就業環境の改善等を図るとともに、ワークライフバランスの推進に取り組めます。

(8) 持続可能な業務態勢の強化

自然災害等の緊急事態が起きた場合や感染症の拡大等、様々な事象に備えて危機管理態勢を強化します。

(9) 組織力の強化に向けた人材の育成

経営ビジョン等の着実な実行に向けて人材の育成を継続し、組織力の強化に繋がります。

(10) コンプライアンスの推進

コンプライアンスプログラムに基づく活動の実施、およびコンプライアンス・マニュアル内容の浸透により、コンプライアンスの推進を図るとともに、内部研修や外部相談窓口等を通じてハラスメントのない職場環境の整備に向けて取り組めます。

(11) ガバナンスの推進

①ガバナンス態勢を充実させるために、経営会議や諸会議を通じて常勤役員が各部門の業務執行状況の管理と必要な指示を行うとともに、常勤役員会において重要事項の審議等を行い、適正なリスク管理に取り組めます。

②内部監査を計画的に実施し、適正な業務運営の推進を図ります。

(12) 反社会的勢力排除に向けた取組みの継続

①反社会的勢力に関する情報を収集するとともに、当該情報を一元的に管理したデータベースを活用して、反社会的勢力排除に向けた取組みを継続します。

②神奈川県暴力追放推進センターや神奈川県企業防衛対策推進協議会等の関係機関からの情報収集に努めるとともに、神奈川県警察本部、ならびに各支所を管轄する地元警察署、神奈川県弁護士会等との連携を図ります。

(13) 地域や市内事業者等への情報発信の充実

当協会のイメージキャラクターである「ハマ福」を

積極的に活用しながら、ホームページやLINE、ハマ福通信等各種媒体を通じて、市内事業者や金融機関等関係機関にとって有益な情報をわかりやすく伝えることに努めます。

(14) SDGsおよびCSRの推進

①「SDGs未来都市・横浜」の一員（Y-SDGs認証事業者 Superior）として、持続可能な社会を実現するための取組みを推し進めます。

②当協会の社会的責任を果たすため、地域社会の貢献に繋がる活動に取り組めます。

4. 事業計画

令和5年度の保証承諾等の主要業務数値（見通し）は以下のとおりです。

項目	金額	対前年度計画比
保証承諾	1,000億円	100.0%
保証債務残高	5,122億円	87.5%
代位弁済	120億円	114.3%
回収	15億円	93.8%

● 経営計画(令和4年度)の評価

当協会は、中小企業・小規模事業者に対し、公的機関として「信用保証」を通じて金融の円滑化を図るとともに、「経営支援」を通じて経営基盤の強化に寄与することで、中小企業・小規模事業者の健全な育成と地域経済の発展のために尽力してきました。

経営の透明性を一層向上させ、対外的な説明責任を適切に果たすために、経営計画を公表し、計画等の実施状況に係る自己評価を行うとともに第三者による評価を受け、その結果を公表することとしています。

令和4年度の年度経営計画に対する実績評価は以下のとおりです。なお、実績評価につきましては、大学理事、弁護士、税理士により構成される「外部評価委員会」の意見・アドバイスを踏まえ、作成いたしました。

重点課題への取組状況

令和4年度の重点課題として掲げた項目への取組状況は、以下の通りです。

1) 金融機関等との連携による市内事業者の事業継続に向けた資金繰り支援

① 国、横浜市が行う伴走支援保証制度やSDGsよこはま資金をはじめとする政策保証の推進、個別企業の状況に即した資金調達を支援し、新しい時代に適合した成長を後押しする。

増大した債務に苦しむ横浜市内の中小企業・小規模事業者(以下「市内事業者」)支援のため、借り換え時におけるケース別の資金繰り改善効果の具体例を掲載する工夫を行った伴走支援保証制度にかかるチラシを新たに作成しました。それを活用し、横浜市経済局が開催した「コロナ禍対応支援策説明会」への参加時や各保証窓口でのご案内時、業務説明会等での情報提供の機会を活用し周知を進めたことなどにより、伴走支援保証制度は2,649件(前年度比313.5%)、580億28百万円(同417.7%)と令和3年度を上回り、市内事業者が金融機関による継続的な伴走支援を受けながら経営改善を図ることに貢献することができました。

また、令和3年度より再開した金融機関への感謝状贈呈では、新しい時代に適合した成長に取り組む事業者を支援するために「SDGsよこはま資金」を新たに対象保証制度に追加するとともに、時代に合った事業の展開や創業・事業承継支援に積極的に取り組む金融機関の保証申込促進に努めました。

このような取組を通じて、市内事業者の資金調達、事業継続に貢献することができたと評価しています。

② 階層別(役員、統括部門、保証窓口)に金融機関との対話を通じた連携を継続する。

四半期ごとに役員や統括部門が主要金融機関本部を訪問しコミュニケーションを図るとともに、保証担当者が金融機関を訪問し、コロナ禍で減少した金融機関担当者との接点を増やすことで、人的な関係性の構築を図ることができました。また、金融機関とのWEBを活用した相談会や業務説明会については、新たに3つの金融機関と開始し、効率的な対話を実施することができました。

加えて、金融機関の本店統括部門向けのアンケートや金融機関担当者アンケートを実施しました。金融機関本店統括部門向けアンケートで得た金融機関の融資や保証申込の取組方針は金融機関訪問時の対話の一助とし、金融機関担当者アンケートで得た意見は各保証窓口にフィードバックするとともに、今後の金融機関との連携の参考としました。

③ 横浜市、中小企業支援機関、各種業界団体等との連携を通じて市内事業者へ保証制度を周知する。

中小企業支援機関との連携としては、横浜商工会議所との連携強化を目指し、各支部の経営指導員と今後の連携について協議を行いました。

また、令和3年度より連携を開始した市内各法人会や青色申告会との連携をさらに強化するため、チラシの配架依頼や会合に出席し保証制度の説明を実施することや、金融機関と連携し商店街での電子決済導入に関する説明会を実施するとともに、電子決済導入時に活用できる保証制度の周知を行いました。

さらに、横浜市立図書館にて創業や事業承継をテーマにした期間展示を9図書館で実施し、創業や事業承継に関連する図書を探しに来た来館者へ当協会の取組を周知することなど、様々な関係機関と連携をして市内事業者へ保証制度を周知することができました。

2) 地方創生への貢献を果たすため、新たな地域の担い手創出に向けた支援

① 金融機関や中小企業支援団体による創業セミナー・研修会等を通じて創業保証制度を周知することにより、コロナ禍における创业者の資金調達を支援する。また、創業保証利用後のフォローアップを実施することなどにより、事業が軌道に乗るまでに課題を抱えている市内事業者を支援する。

横浜市中小企業融資制度の「創業おうえん資金」を利用する方向けに、横浜市による「保証料助成」に加え、当協会にて「保証料割引(0.4%)」をすることで、資金調達面で創業を後押ししました。

創業保証後フォローアップを各保証窓口にて実施することで、創業保証後の経営課題を早期に発見し、創業後間もない不安定な時期を乗り越えることができるよう支援するとともに、更なる経営アドバイスを希望された4者については専門家を派遣してアドバイスを実施し、創業時の悩み解決や事業を軌道に乗せるための支援ができたと評価しています。

周知活動については、卒業後や就業後に独立・開業する方が多い業種と考えられる鍼灸柔道整復師専門学校および歯科技工士専門学校を訪問し、当協会の創業向け冊子を配布することを通じ、未来の创业者へ当協会の取組の周知を新たに行いました。また、引き続き金融機関や中小企業支援機関が開催する創業セミナーに職員を講師として派遣し、创业者に向けて創業保証制度の周知を行いました。

② 経営者保証が支障となり、事業承継が進まない市内事業者に対し、事業承継保証制度を活用して円滑な事業承継を支援する。

新たな取組として、設立50・60・70周年を迎え代表者が高齢の利用企業に対し、保証制度や事業承継支援をまとめた冊子を発送するなど、事業承継の周知を図りました。

加えて、金融機関より代表者変更の報告を得た際に、保証窓口から金融機関に対し神奈川県事業承継・引継ぎ支援センターへの紹介可否を確認する取組を開始したことにより、事業承継支援ニーズのある事業者の橋渡しを2者に実施し、円滑な事業承継を後押しできたと評価しています。

3) 「お客さま本位」の業務運営

休日や夜間における相談会を開催する等、新型コロナウイルス感染症等の影響で課題を抱える市内事業者に寄り添った取組を実施していく。

ご挨拶
プロフィール
コンプライアンス
個人情報保護宣言
事業計画・評価
信用保証制度のご案内
信用保証の動向
事業者のニーズに応じた支援
広報活動
主な保証制度
トピックス
SDGsに関する取組
社会貢献活動
令和4年度決算
相談窓口のご案内

お客さま満足度調査（第1四半期に保証利用のあった事業者1,000者に送付）では、412者から返送を受け、総合満足度は4.1点（令和3年度4.0点）となりました。また、いただいた意見は事業者のニーズと理解するとともに、今後の取組を検討する際の参考としました。

いただいた意見の一つである「相談会開催を希望」を参考に、日中に時間を作りづらい事業者への対応として、夜間（17時30分から19時30分）に無料経営相談窓口を各保証窓口で開設し9者から相談を受けました。加えて、平日に時間を作りづらい事業者や創業予定者への対応として、横浜市中心図書館にて毎月第二土曜日を開催日として無料経営相談会を開催し、10者から相談を受けるなど、市内事業者に寄り添った取組を実施することができたと評価しています。

4) 市内事業者の課題に応じた経営支援の取組

①保証部門と連携して新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市内事業者への訪問等により経営支援メニューの紹介を行い、抱えている経営課題を確認したうえで「信用保証協会中小企業・小規模事業者経営支援強化促進補助金」を活用し、経営支援に取り組む。

信用保証協会中小企業・小規模事業者経営支援強化促進補助金（以下「補助金」）を活用し、返済軽減先等への訪問支援を574者（前年度比100.2%）実施しました。

令和4年度は、コロナ禍の影響による経営状況悪化の改善を優先すべく、専門家派遣メニューのうち経営改善等提案に市内事業者のニーズが高まったことにより、補助金を活用し、経営改善等提案を156者（同123.8%）、経営改善等計画策定支援を46者（同66.7%）実施しました。そのため、増加する専門家派遣に対応できるよう、職員が訪問先から最寄りの事務所でも業務ができるよう効率化を図ることや、各種チラシなどに二次元バーコードを設け、リンク先から経営相談や各種経営支援メニューの申込受付を可能とするなど利便性の向上を図りました。

また、保証部門から経営支援部門への橋渡しを円滑化できるよう、保証支援をした先について、経営支援のニーズがあると考えられる条件に該当するかチェックリストを利用して判断し、経営支援の活用についてアプローチを行った結果、256者のうち54者が専門家派遣申込に繋がりました。

さらに、補助金を活用して、経営支援を実施した先へのフォローアップを156者（同154.5%）実施するなど、経営支援（本業支援）に積極的に取り組むことができたことと評価しています。

なお、経営サポート会議については、24者（同55.8%）について当協会が主催し、市内事業者と債権者の意見交換の場を設けることができました。

②市内事業者の事業承継への取組状況や課題を確認するとともに、専門家や「事業承継・引継ぎ支援センター」等との連携により円滑な事業承継を後押しする。

保証利用企業のうち、経営者が高齢の200者を訪問し事業承継診断を実施するとともに、準備の必要性について説明を行い、30者を専門家派遣に繋げることができました。

神奈川県事業承継・引継ぎ支援センターとの連携については、訪問時のヒアリングの中で事業承継に向けた経営者保証解除のニーズを有すると判断した6者について、経営者保証を解除するための要件や事業承継特別保証制度の紹介を行い、円滑な事業承継を後押ししました。

また、神奈川県事業承継・引継ぎ支援センターから

講師を招き、事業承継・引継ぎ支援センターの業務および経営者保証ガイドラインについて内部研修を実施し、職員の事業承継に関する知識を深めました。

③当協会の経営支援メニューや経営改善に繋がったベストプラクティス（経営支援好事例）等を市内事業者や金融機関等に情報発信や周知等を行うことにより経営支援に対する認知度向上に努め、潜在的な経営支援ニーズを掘り起こしていく。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市内事業者、ならびにゼロゼロ融資の実質無利子期間が終了する市内事業者1,799者に対して経営支援メニュー等を紹介するため、ダイレクトメールを発送のうえ、電話によるフォローアップを行いました。これにより潜在的な経営支援ニーズが掘り起こされ、30者の専門家派遣申込に繋げることができました。

また、市内事業者の経営支援への心理的ハードルを下げるため、当協会ホームページに各専門家の紹介ページを新設することや、新たに作成した経営支援紹介動画のYouTubeへのアップロード、当協会の経営支援を利用した事業者へのインタビューを掲載した経営支援事例集の作成などを通じ、経営支援の認知度向上に努めることができました。

さらに、金融機関や中小企業支援機関に当協会の経営支援の理解を深めてもらうため、金融機関の内部研修への参加や説明会の開催、また、TKC神奈川会や神奈川中小企業診断士会の説明会に参加し、経営支援の内容について説明を行いました。

④経営支援の取組に関する定量的・定性的な効果検証を行い、より効果的な経営支援に繋げていく。

定量的な効果検証を行うべく、基幹システムから経営支援に関するデータを抽出し、今後の活用に向けて分析を開始するとともに、ローカルベンチマーク指標による経営支援効果測定のために、経営支援未実施先においても必要指標のデータを整備しました。

定性的な効果検証としては、専門家派遣実施後のアンケートにおいて9割以上の支援先から「支援内容が参考になった」と高評価を得ることができ、当協会の経営支援は事業者からの満足度が高いものと評価しています。

5) 外部支援機関と連携した経営支援の取組

①市内事業者の様々な経営課題の解決に向けた支援のために、かながわ企業支援ネットワークに加え、市内の中小企業支援機関7者が連携する横浜市小規模事業者支援関係機関情報共有会議において情報共有を図るとともに、各々の得意分野を生かした連携支援を行う。

「かながわ企業支援ネットワーク会議」を3年振りにリアルで開催し、国を始めとして地方公共団体、金融機関、中小企業支援機関などの関係機関と経営支援・再生支援に関する情報共有を図りました。

また、横浜市小規模事業者関係機関情報共有会議（7者連携）（連携機関：横浜市経済局中小企業振興課、横浜商工会議所、（公財）横浜企業経営支援財団、横浜銀行、横浜信用金庫、川崎信用金庫）に出席し、支援事例の共有を図るとともに、小規模・零細企業に対する他支援機関との連携した支援として、（公財）横浜企業経営支援財団が実施している「小規模事業者向け無料出張相談」へ9者を紹介することができました。

さらに、市内事業者向けに横浜市中心図書館と共催で「経営者のための事業承継セミナー」をリアルで、横浜商工会議所と共催で「インボイス制度対策セミナー」をリアルとオンラインを併用したハイブリット方式で

開催するなど、中小企業支援機関と連携して市内事業者の経営課題解決に向けた支援を実施できたと評価しています。

②市内事業者の情報を金融機関と共有し、経営支援を必要とする市内事業者へ実効性のある支援に取り組む。

経営支援候補（新型コロナウイルス感染症関連保証制度利用事業者等）として抽出したリストを金融機関に提供し、金融機関が企業の経営支援受診意欲を確認し、その結果を回答する取組（支援先リスト交換）を令和3年度に引き続き実施しました。令和4年度は継続実施3金融機関に加え、新たに3金融機関とリスト交換を開始し、金融機関が絞込を行った144者のうち23者が専門家派遣に繋がりに、経営支援を必要とする市内事業者へ効果的にアプローチができたことと評価しています。

③事業再生や事業再構築が必要な市内事業者について、神奈川県中小企業再生支援協議会や金融機関等と連携し、個別企業の実情に応じた事業再生支援に取り組む。

神奈川県中小企業活性化協議会（旧：神奈川県中小企業再生支援協議会）が開催するバンクミーティングに40者、延べ74回参加し金融機関等と連携して再生支援に取り組むことや、求償権消滅保証を2者に対して融資実行し金融正常化を図ることなど、個別企業の実情に応じた事業再生支援に取り組まれました。

また、神奈川県中小企業活性化協議会の統括責任者を講師に招き、中小企業活性化パッケージおよび中小企業の事業再生等に関するガイドラインについて役職員を対象とした内部研修を実施し、事業再生支援に向けた意識の共有と相互理解を深めることができました。

さらに、神奈川県中小企業活性化協議会、関東経済産業局、神奈川県内3協会の5者連名で「中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジの総合的支援に向けた連携協定」を締結しました。

6) 効率的な期中管理の取組

①延滞初期段階の先に対して、金融機関を通じて早期に実態を把握し延滞解消等正常化に努める。

初期延滞段階先173者（前年度比114.6%）についての通知文を金融機関へ送付し、早期の実態把握を促したことにより、事故報告書の提出に至る前に延滞解消となった先が57者（同101.8%）、条件変更実行となった先が13者（同144.4%）の実績に繋がりました。

②分割返済不履行等の事由により事故報告書を受領した先については、速やかに実態を把握し期中管理方針を定める。また、事故報告書を受領した先や返済軽減等を行った条件変更先に対して経営支援メニューを紹介して経営課題の解決に繋げる。

延滞している先は金融機関からの連絡を避ける傾向にあり、そのような先は当協会から直接連絡をして実態把握と金融機関との協議を提案し、5者が延滞解消、1者については条件変更に結び付けることができました。

また、事故報告書受領先のうち、経営改善の可能性のある先を支援するため486者に対して経営支援の提案を行い、26者が専門家派遣による経営支援に繋がりました。

融資実行から6か月以内に事故報告の提出があった場合は、金融機関に事情説明書の提出を依頼するとともに、内容について全部署にフィードバックする取組を引き続き実施し、保証審査時の注意喚起を行いました。

③代位弁済が避けられない先については回収部門と連携して適時に債権保全措置を行い、早期かつ効率的な回収に繋げる。

代位弁済が避けられない先については迅速な資産調査と債務者・連帯保証人・物上保証人などの状況把握を行い、必要な先には回収部門と連携して代位弁済前の交渉や保全措置（仮差押・仮処分、抵当権設定）に取り組まれました。

資産調査は265者に対し実施し、38者46物件について余力があることを確認し、回収部門に情報提供することで迅速な初動に貢献することができました。また、事前求償権に基づく仮差押および仮処分は24件、抵当権設定については1件実施したうえで回収部門に引き継ぎました。

7) 持続可能な業務態勢の強化

①職員とその家族の新型コロナウイルス感染を防止するため、国の方針等に従い対策を迅速かつ着実に実施し、持続可能な業務態勢をつくる。

国や横浜市等からの情報提供に基づき、マスク着用基準や濃厚接触者の対応等について、新型コロナウイルス感染症対応BCPの改正を行い、持続可能な業務態勢を維持しました。

令和4年度の新たな取組として、感染者の増加による医療機関の逼迫に伴い、職員の体調不良時に受診困難な状況となったことを踏まえ、抗原検査キット購入費用の一部補助を実施したことや、引き続き自宅療養中の希望する職員へ当協会が保有する防災用飲食物品や生活用品を配布して支援したことは、職員の安心感に繋がったものと評価しています。

②自然災害等の緊急事態発生時に備え、危機管理態勢を強化する。

緊急連絡システムの送受信テストを実施し、緊急事態発生時への備えをすることができました。

自然災害等の発生時に業務運営体制を整えるため、災害対策訓練（前泊訓練、オンライン会議接続訓練、災害等対応短期保証制度取扱訓練）を実施し、自然災害時におけるマニュアルを制定し、危機管理体制の強化を行いました。

加えて、緊急時に速やかに行動できるよう、防災備蓄食料の入替えを行うとともに、様々な災害事象に対応するため、防災備蓄食料の種類によって、各人の持込と事務所に分けて保管していることを役職員に周知し、更なる安心感に繋がりました。

さらに、令和3年度設置したさすまたについて、部署単位ごとに全部署で動画視聴により使用方法を学んだうえ、職員同士で実技訓練を実施し、不審者・侵入者への備えを強化しました。

8) コンプライアンスの推進

コンプライアンスプログラムに基づく活動の実施およびコンプライアンス・マニュアル内容の浸透により、役職員のコンプライアンスの推進を図るとともに、内部研修や外部相談窓口などを通じてハラスメントのない職場環境の整備に向けて取り組む。

毎月発信するコンプライアンス通信を活用し、法改正情報、パワハラやSNS発信に際する注意点等の情報提供を実施しました。加えて、他組織のコンプライアンス違反事例を共有することなどによりコンプライアンス意識向上を図りました。併せて、新たに「まんが」で記載された冊子『あるある大百科2』を役職員に配布し、コンプライアンスをより身近に感じてもらう取組を行うことが

ご挨拶	
プロフィール	
コンプライアンス	
個人情報保護宣言	<p>きました。</p> <p>新入職員に対しては『新入職員向けコンプライアンス内部研修』を実施し、コンプライアンスカードおよび外部相談カードを配布してコンプライアンスの周知と浸透を図りました。また、ハラスメント防止に関する内部研修を階層別を実施し、ハラスメントに関する知識習得の機会を設けるとともに、ハラスメント防止に関する周知の機会とすることができました。</p> <p>外部相談窓口については、新たなポスターの掲示やコンプライアンス通信での周知など利用促進に向けた取組を進め、その結果として年度後半に初めての利用が確認されました。</p>
事業計画・評価	<p>9) ガバナンスの推進</p> <p>① ガバナンス態勢を充実させるために、経営会議や諸会議を通じて常勤役員が各部門の業務執行状況の管理と必要な指示を行うとともに、常勤役員会において重要事項の審議等を行い、適正なリスク管理に取り組む。</p> <p>コロナ蔓延時や災害発生時等においても常勤役員による業務執行の管理と指示態勢を維持するため、引き続き経営会議や諸会議においてWEB会議を積極的に活用しました。</p> <p>経営会議において、定期的に専務理事よりガバナンスおよびコンプライアンスの指示や注意喚起を行ったことにより、ガバナンスおよびコンプライアンスの周知浸透に効果があったと評価しています。</p> <p>また、信用保証協会に関する論文を発表した大学教授とコロナ禍における信用保証協会等についての意見交換を実施し、意見交換内容を内部で共有することや、ゼロゼロ融資等の代位弁済分析を行い、経営会議において常勤役員と共有するなど、協会経営の参考情報を共有することによりリスク管理に努めました。</p> <p>② 内部監査を計画的に実施し、適正な業務運営の推進を図る。</p> <p>内部監査について、計画通りに全部署の監査を完了することができました。</p> <p>また、監査報告書には意見事項を付すなど、業務改善や事務ミス防止などに向けて貢献できたと評価しています。</p>
信用保証制度のご案内	<p>11) 組織力の強化に向けた人材の育成</p> <p>人材育成基本方針に基づき、経営ビジョンや基本戦略の着実な実行に向けて職員の育成を継続し、組織力の強化に繋げる。</p> <p>全国信用保証協会連合会主催研修については、階層別研修の受講対象者に昇任試験対象者を追加したことにより、上位職に就いた際に速やかに業務に活かせるよう改善しました。また課題別研修を希望制としたことにより、職員の自己啓発意欲を重視した研修受講に改善することができました。</p> <p>7月に実施したCS研修は「①業務端末、②モバイルPC、③USB貸出による在宅」の3種の受講形態を用意して実施し、時差出勤や在宅勤務等の多様な勤務形態に対応しました。</p> <p>自己啓発への意識づけを高める周知を継続的に行った結果、令和4年度の信用調査検定受験者は11名（係長職以上は前年度比2名増）となりました。また、中小企業診断士が2名増加、マスターが1名増加し、中小企業診断士およびマスター資格保有率が62.1%（前年度末60.3%）となり、自己啓発意欲促進に繋がったものと評価しています。</p> <p>国の施策等、幅広い知識を吸収するために、全国信用保証協会連合会より専務理事を招き、信用保証協会を巡る諸情勢等について内部研修を実施し、保証協会の現状や今後について理解を深めることができたことと評価しています。</p>
信用保証の動向	<p>12) 働きやすい職場環境づくりの推進</p> <p>① ワークライフバランスを推進するため、出勤時間の選択等により働き方の更なる多様化を実現するとともに、超過勤務時間の削減や休暇取得の促進に向けた取組を継続する。</p> <p>例年同様にノー残業デー、ノー残業ウィークを実施し、ワークライフバランスの推進に寄与することができました。また、制度化した時差出勤制度について、各部署の課題と対応策を共有し、軌道に乗せることができました。特に子育て世代の職員から時間休暇を取得せず保育園等に送迎が可能となったなどの声を聞くことができました。</p> <p>定年引上げに伴う人事給与制度改革案を作成して階層別に説明を行うとともに、職員の意見等を踏まえ、改正内容の更なる検討を進めることができました。</p> <p>休暇取得を推進するとともに、休暇取得の働きかけを行ったことにより、全職員が休暇を5日以上取得することができ、ワークライフバランスの推進に貢献できたものと評価しています。</p>
事業者のニーズに応じた支援	<p>② 職員の健康を重要な経営資源と捉え、職員の「心と身体」の健康を推進するとともに、職員間のコミュニケーションを高めながら、より生き活きと仕事ができる職場環境づくりに努める。</p> <p>健康診断や人間ドックのデータ集計を通じて役職員の健康課題の把握や健康課題に即した取組の実施、役職員の運動習慣のきっかけづくりを目的として健康増進普及期間（11月14日～25日）を設定して継続的な運動を日常生活に取り入れたことにより、横浜健康経営認証クラスAAAの認証を取得することができました。</p> <p>コロナ禍の長期化により、職員間のコミュニケーション機会が少ないなか、ランチミーティング開催を促し、仕事しやすい職場環境の構築に貢献できたと評価しています。</p>
広報活動	<p>③ 創立75周年に関する取組として、従来の祝賀会形式</p>
主な保証制度	<p>10) 反社会的勢力排除に向けた取組の継続</p> <p>① 反社会的勢力に関する情報を収集するとともに、当該情報を一元的に管理したデータベースを活用して、反社会的勢力排除に向けた取組を継続する。</p> <p>神奈川県弁護士会民事介入暴力対策委員会より弁護士を講師として招いて、役職員向けの「反社会的勢力などに対する研修」を実施し、反社会的勢力等への対応等の知識習得の機会とすることができました。</p>
トピックス	<p>② 神奈川県暴力追放推進センターや神奈川県企業防衛対策推進協議会等の関係機関からの情報収集に努めるとともに、神奈川県警察本部、ならびに各支所を管轄する地元警察署、神奈川県弁護士会等との連携を図る。</p> <p>コロナ禍により中止となっていた神奈川県内信用保証協会暴力団等排除連絡協議会を3年振りに開催し、神奈川県暴力追放推進センター、神奈川県警察本部、地元警察署、神奈川県弁護士会民事介入暴力対策委員会、他協会と情報を交換できました。</p> <p>また、神奈川県暴力追放県民大会および神奈川県銀行連絡協議会運営委員会に参加し、反社会的勢力等に関する最新情報の収集に努めることができました。</p>
SDGsに関する取組	
社会貢献活動	
令和4年度決算	
相談窓口のご案内	

を見直し、職員のロイヤルティやエンゲージメントの向上等を目的として、会長から職員に向け、協会の歴史を振り返りながら存在意義を再確認し、困難な状況でも乗り越えることの重要性に関するメッセージをライブ配信するとともに、全職員への記念品配布等を実施しました。

13) 基幹システムの安定運用とデジタル化の推進

①ハードウェアの更改、システムの保守・改善、災害対策訓練などを通じて基幹システムの安定運用に努め、確実な業務運営に繋げる。

モバイルPCを全職員に配布したことで、自席においてWEB会議への参加やHP検索が可能となったことなどにより、業務効率化に寄与することができました。

基幹サーバ更改については、ベンダーとミーティングを重ねるとともに、更改リハーサルにおいて改善点を洗い出し対応したことなど、準備を計画的に進めたことにより大きな問題なく更改を完了することができました。

また、最近のセキュリティ動向をテーマとした内部研修や、保証協会システムセンター主催の災害対策訓練に参加することなどにより、基幹システムを安定運用するよう努めました。

②定型業務へのRPA導入や保管書類の電子化の検討を行い、デジタル技術を活用した業務の効率化に取り組む。

定型業務へのRPA導入については、プロジェクトチームを中心として開発に取り組み、業務効率化に直結する28種類のRPAが稼働し、業務効率化に寄与することができたと評価しています。

また、保管書類の電子化についても、1月に役員会にてAI-OCRの技術を活用した検討の方向性を確定させるなど、令和5年度に向けて道筋を明確にできたと評価しています。

③市内事業者や金融機関の利便性向上のため、引き続き信用保証書の電子化の推進に取り組むとともに、全国信用保証協会連合会が主体となり検討している保証申込手続きの電子化にも対応していく。

信用保証書の電子化については、県内3協会連携を図り取扱金融機関を14機関にまで拡大できたことにより、承諾件数の約7割が電子化となったことで、市内事業者や金融機関の利便性向上に寄与することができたと評価しています。

保証申込手続きの電子化については、システムのテスト対応、県内3協会との打ち合わせ、先行導入している他協会への業務視察など、準備を着実に進めることができました。

14) 広報の充実

引き続き当協会のイメージキャラクターである「ハマ福」を積極的に活用しながら、ホームページやLINEなど各種媒体を通じて、市内事業者や金融機関等関係機関にとって有益な情報を分かり易く伝えることに努める。

ホームページやLINEを活用した広報や商工会議所等の機関誌への広告掲出など、市内事業者役に立つ情報を積極的に発信することができました。

令和4年度は新会長就任に伴うプレスリリースにも注力し、神奈川新聞・ニッポンにおける就任時の記事掲載に加え、タウンニュース「人物風土記」、および神奈川新聞「トップに聞く」での取材対応による記事掲載により、トップメッセージを広く市民に周知することができたと評価しています。

11月には事業概況を「ハマ福通信」としてリニューアルを実施しました。ご覧いただく皆さまが見やすく親しみをもっていただける内容に一新するとともに、経営支援実施企業のインタビュー記事を掲載することなどにより、関係機関等から好評をいただくことができました。

創業保証制度を利用する際の手助けとなるツールとして「創業計画書」の記入方法に関する動画をYouTubeにアップロードし、創業計画書作成のハードルを低くする取組ができたと評価しています。

15) SDGsおよびCSRの推進

①国が選定した「SDGs未来都市・横浜」の一員として持続可能な社会を実現するため、発刊物の作成にあたり環境に配慮した素材を使用することやSDGs債への投資などに取り組む。

5月よりSDGsの更なる推進や親しみやすい雰囲気づくり、働きやすい職場づくりに繋げることを目的に通年ノーネクタイを開始しました。

令和4年1月1日に「SDGs宣言」を行うなど、特に地域課題解決などの取組を通じてSDGsの「目標8（働きがいも経済成長も）」、「目標17（パートナーシップで目標を達成しよう）」に貢献していることを評価され、横浜市SDGs認証制度Y-SDGsにて上位認証（superior）を取得しました。

ハマ福通信やディスクロージャー誌などの発刊物は、環境に配慮したFSC認証紙やベジタブルインクを活用して作成することによりSDGs実現に貢献する活動ができたことと評価しています。また、SDGsをテーマとしたハマ福（当協会のイメージキャラクター）の形をしたマグネットについては、立体加工にするなどデザインにこだわらしさを追加する工夫をして作成したことで、配布先から好評を得るとともに、SDGsの普及にも貢献することができたと評価しています。

加えて、鉄道建設・運輸施設整備支援機構（サステナビリティボンド）を6億円、神奈川県発行のグリーンボンドを1億円、横浜市発行のサステナビリティボンドを1億円購入し、環境改善効果や社会的課題の解決等持続可能な社会の形成への貢献を進めました。

②当協会の社会的責任を果たすため、ボランティア活動や地域社会の貢献に繋がる活動に取り組む。

初めての取組として、7月に横浜市立大学みなとみらいサテライトキャンパスでの公開講座を実施しました。市民向けの講座として地域社会の貢献に繋がる活動を実施することができました。また、受講者からも満足との評価を受けるとともに、「保証協会に対する見方が変わった」など、保証協会のイメージアップにも繋がる取組になったと評価しています。

12月には横浜市立大学の出張講義を実施しました。例年実施している講義ではありませんが、令和4年度はコロナ禍の中小企業支援をテーマに加えるなどの工夫により、学生から高い評価を得ることができました。

また、横浜マラソン2022に役職員34名がボランティアとして参加し、給水ボランティアを行い、数多くのランナーの力となるよう活動しました。

さらに、北部支所の窓口公益財団法人日本盲導犬協会の募金箱を設置することや、使用済み切手を慈善団体へ寄付することにより社会貢献活動に取り組みました。

● 経営計画(令和4年度)の実施状況に対する外部評価委員会の意見

当協会では、経営の透明性を向上させ対外的な説明責任を適切に果たすことを目的として、外部評価委員会を設けています。

令和5年6月20日に外部評価委員会を開催し、経営計画(令和4年度)の実績に対する意見を頂きました。

【保証部門】

令和4年度は伴走支援保証制度の保証申込増加により保証承諾が増え、保証承諾額が計画比126.7%と計画を達成しました。一方で、保証債務残高は、横浜市新型コロナウイルス感染症対応資金の返済が開始したため減少傾向にあるとのことですが、保証債務残高については金額の多寡だけでなく、「質の維持」に引き続き留意してください。

伴走支援保証制度のチラシは事業者目線で作成されており高く評価できます。引き続き事業者のメリットをアピールしたこのようなチラシをブラッシュアップし、保証制度の周知に力を入れていくことを期待します。

創業保証制度の広報について、未来の創業者をターゲットとすべく専門学校を訪問して周知したことは目の付け所が良く、今後もこのような新たなルートを開拓していくことを期待します。

設立50・60・70周年を迎え代表者が高齢な企業に対し、事業承継支援を中心とした経営支援メニューが掲載された冊子を送付したことは良い取組と評価します。事業承継の課題は依然深刻であるところ、保証協会が経営者に対し気付きを与えることは効果的です。保証協会が支援を行った成功事例をアピールするなど、引き続き取り組んでください。また、事業承継においては他機関との連携も重要であり、神奈川県事業承継・引継ぎ支援センターとの連携に加え、他機関とも連携することを検討してください。

【期中管理・経営支援部門】

令和4年度はコロナ禍の影響からの改善を優先すべく、市内事業者から経営改善等提案へのニーズが高まり、実績が前年度を上回りました。経営支援に力を入れている点を評価します。

経営支援の周知や認知度向上のため、経営支援紹介動画をYouTubeにアップロードしたことは、視聴する事業者のためポイントを絞り短い動画にするなどの工夫もされており、大変良い取組であると評価します。また、経営支援事例集は経営支援を利用した事業者の生の声が伝わる大変良いツールだと思いますが、情報が陳腐化しないよう効果的に且つ、早めに活用するよう努めてください。

期中管理部門では資産調査等の情報把握力も非常に大事なノウハウです。特に初動が大切ですので、ノウハウの共有に努めてください。

【収支状況】

当期収支差額は、代位弁済の減少や責任準備金戻入が大きかったため、計画額を上回りました。今後も適切に責任準備金を積み立てる等、経営基盤の強化に努めてください。

【その他間接部門】

自然災害等の緊急事態発生時に備えたマニュアルを制定した点を評価します。近年は激甚災害が増加し、事業者に影響が及んだ際に保証協会が事業者に寄り添った取組を行うことは非常に重要であるため、マニュアルを活用し態勢整備に努めてください。

信用保証書の電子化などデジタル化の推進に努めている点を評価します。今後も機械がやるべきものと、人と人との繋がりが必要なものとを切り分けて推進していくことを期待します。

中小企業診断士等の資格保有率の上昇は評価できます。一方で、資格を取得していない職員がプレッシャーを感じることや、職場に居辛くなるようなことがないように留意してください。

【コンプライアンス体制及び運営状況】

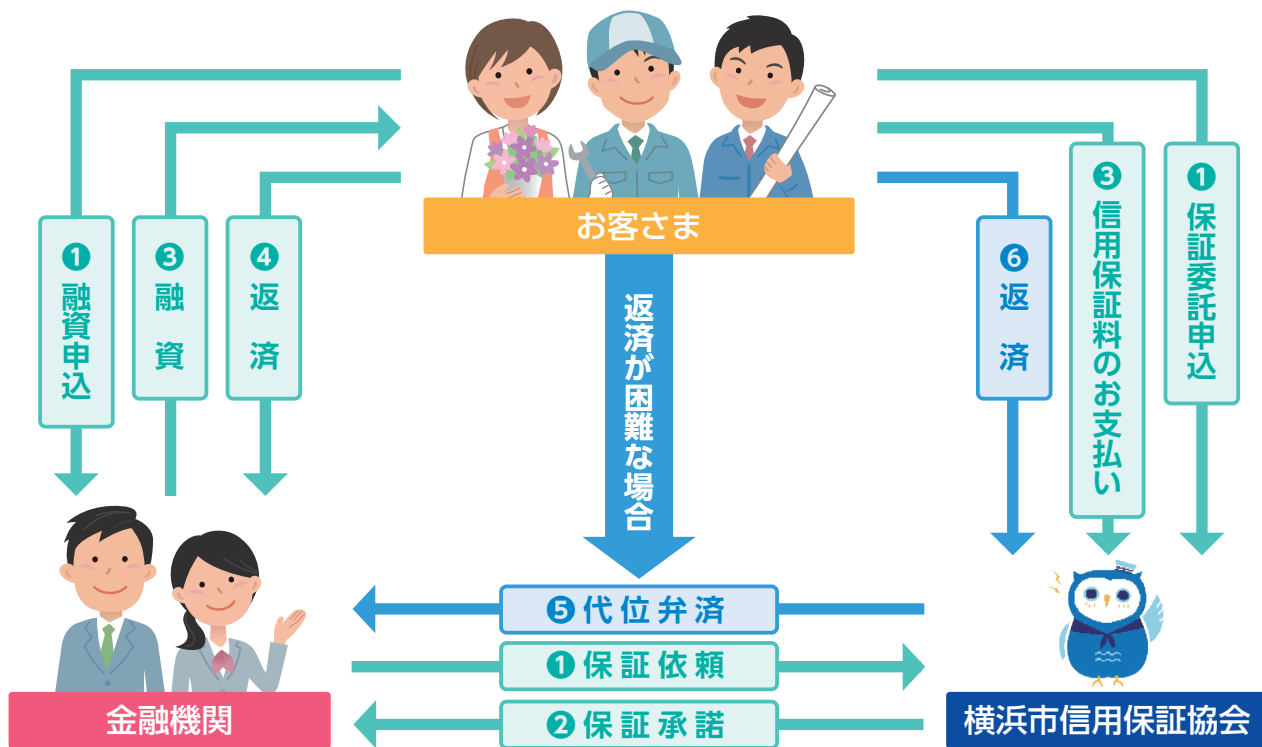
コンプライアンス活動計画に基づく研修や委員会の開催等を通じてコンプライアンスに対する意識の向上が図られていると評価します。

外部相談窓口の利用が初めてあったことは評価できます。今後は、解決が必要な相談事項があった際は、可能な限り早急な解決ができるよう努めてください。



信用保証制度のご案内

(1) 信用保証制度の仕組み



1	<p>金融機関の窓口へお申込ください。金融機関の審査後に、当協会へ申込書類が送付されます。</p> <p>なお、金融機関とお取引がない等のお客さまには、金融機関をご紹介しますので、当協会にお気軽にご相談ください。</p>
2	<p>当協会は審査を行い、金融機関に対して「信用保証書」を発行します。</p> <p>※審査の結果によっては、ご希望に添えない場合がございます。</p>
3	<p>金融機関は、「信用保証書」に基づいてお客さまに融資を行います。</p> <p>この際、お客さまには当協会宛に信用保証料をお支払いいただきます。</p>
4	<p>お客さまは、融資条件に従ってご返済をしていただきます。</p>
5	<p>何らかのご事情で借入金の返済ができなくなった場合は、当協会がお客さまに代わって、金融機関に借入金を返済します。(代位弁済)</p>
6	<p>代位弁済後は、お客さまから当協会にご返済をしていただきます。</p>

(2) ご利用いただける方

■ 所在地

横浜市内に、法人の場合は本店または事業所のいずれかを、個人事業者の場合は住居または事業所のいずれかを有し、事業を営んでいる必要があります。

■ 企業規模

原則として中小企業信用保険法に定める中小企業・小規模事業者を対象としています。
常時使用する従業員数または資本金のいずれか一方が下表に該当していればご利用いただけます。

業 種	従業員数	資本金
製 造 業 等	300人以下	3億円以下
卸 売 業	100人以下	1億円以下
小 売 業	50人以下	5,000万円以下
サ ー ビ ス 業	100人以下	5,000万円以下
医 療 法 人 等	300人以下	—

※製造業等には、運送業・建設業・不動産業・旅行業等も含まれます。

農林・漁業、風営法第2条第6項から10項に掲げる性風俗関連特殊営業、金融業、非営利団体等、その他、公序良俗等の観点から当協会が公的機関として支援・育成していくには相応しくない事業を行っている場合も対象となりません。

特定非営利活動法人(NPO法人)は、従業員数が300人(小売業を主たる事業とする事業者については50人、卸売業・サービス業を主たる事業とする事業者については100人)以下の場合は保証の対象となります。

なお、反社会的勢力は信用保証協会の保証の対象とはなりません。

(3) 保証の内容

■ 1企業に対する保証の最高限度額

個人・法人：2億8,000万円(うち無担保8,000万円)
組合等：4億8,000万円

■ 資金使途

事業経営に必要な運転資金と設備資金の借入にご利用いただけます。

(例)商品仕入資金、店舗の改装資金、機械設備の買替え資金等

※生活資金や住宅資金、教育資金等にはご利用いただけません。

■ 連帯保証人

必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。

当協会では「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨に則り対応しています。また、下記の3つの取扱いのいずれかに該当すれば、経営者保証*を不要とする保証の取扱いができる可能性があります。

通 称	要 件
金融機関連携型	<ul style="list-style-type: none"> ● 取扱金融機関において、信用保証協会の保証を付さない、経営者保証を不要とし、かつ担保による保全がない融資残高がある(もしくは同じタイミングで上記と同内容の融資を行う)。 ● 「直近決算期において債務超過でないこと」かつ「直近2期の決算期において減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと」。 ● 法人と経営者との一体性解消が図られていることを取扱金融機関が確認している。 など
財 務 要 件 型	<ul style="list-style-type: none"> ● 直近決算期において一定の財務要件を満たしている。 (「財務要件型無保証人保証制度」でのご利用となります)
担 保 充 足 型	<ul style="list-style-type: none"> ● 法人または経営者が所有する不動産の担保提供があり、十分な保全が図られている。

※金融機関から融資を受ける際、経営者が会社の連帯保証人になることを経営者保証といいます。

■ 責任共有制度

信用保証協会と金融機関とが適切な責任共有を図り、両者が連携して中小企業・小規模事業者の事業意欲等を継続的に把握し、融資実行、融資後における経営支援や再生支援といった中小企業・小規模事業者に対する適切な支援を行うこと等を目的とし平成19年10月に導入されました。

原則として、すべての保証が責任共有制度の対象となりますが、一部例外的に除外される制度があります。

金融機関は「部分保証方式」または「負担金方式」のいずれかの方式を選択しています。

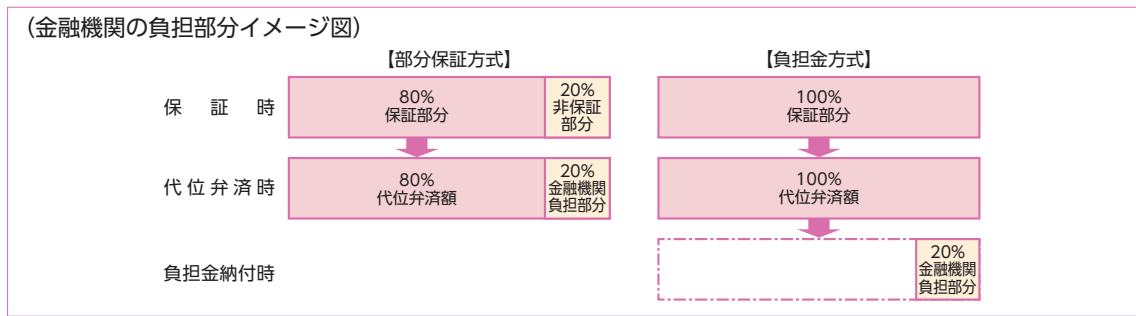
いずれの方式においても金融機関の負担割合(20%)は同等です。

【部分保証方式】

融資金額の80%を信用保証協会が保証する方式

【負担金方式】

金融機関毎の信用保証の利用実績に応じた負担金を金融機関が信用保証協会に納付する方式



【責任共有対象外となる保証制度】

- ① 経営安定関連保証(セーフティネット保証) 1号～4号、6号
- ② 災害関係保証
- ③ 創業関連保証(再挑戦支援保証、スタートアップ創出促進保証を含む)
- ④ 特別小口保険に係る保証
- ⑤ 事業再生保証
- ⑥ 小口零細企業保証
- ⑦ 求償権消滅保証
- ⑧ 中堅企業特別保証
- ⑨ 東日本大震災復興緊急保証
- ⑩ 事業再生計画実施関連保証(注1)
- ⑪ 危機関連保証
- ⑫ 事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)(注2)
- ⑬ 伴走支援型特別保証(注3)

(注1) 責任共有対象外となる保証(責任共有制度導入前の保証を含む)を同額以内で借り換えた場合。
 (注2) 責任共有対象外となる保証(責任共有制度導入前の保証を含む)またはセーフティネット保証5号であって、危機指定期間内(令和2年2月1日～令和3年12月31日)に貸付実行された保証を同額以内で借り換えた場合。
 (注3) セーフティネット保証4号の認定書を用いて利用した場合、または責任共有対象外となる保証を同額以内で借り換えた場合。

(4) 信用保証料について

■ 信用保証料

信用保証協会の保証を受ける際には、信用保証料をお支払いいただきます。

信用保証料は、保証料率をもとに算出されます。

保証料率については、原則、お客さまの財務内容に応じて9段階の料率体系となっています。

基本となる保証料率は責任共有保証料率ですが、責任共有対象外保証制度については、責任共有対象外保証料率が適用されます。

責任共有保証料率表

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保証料率	1.90	1.715	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
(特殊保証)	(1.62)	(1.49)	(1.32)	(1.15)	(0.98)	(0.85)	(0.68)	(0.51)	(0.39)

*特殊保証とは、当座貸越根保証、事業者カードローン、手形割引根保証です。

責任共有対象外保証料率表

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保証料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50

※セーフティネット保証や流動資産担保融資保証(ABL保証)、危機関連保証等の特別な保証は政策的に配慮された一律の保証料率が適用されます。

信用保証の動向

(1) 当協会の利用率

当協会をご利用いただいている中小企業のお客さま

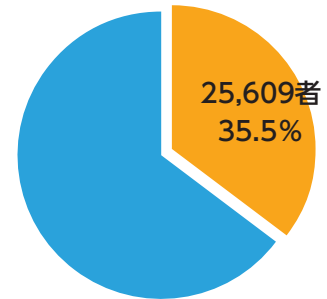
25,609者
(令和5年3月末時点)

横浜市内中小企業者の当協会利用率

35.5%

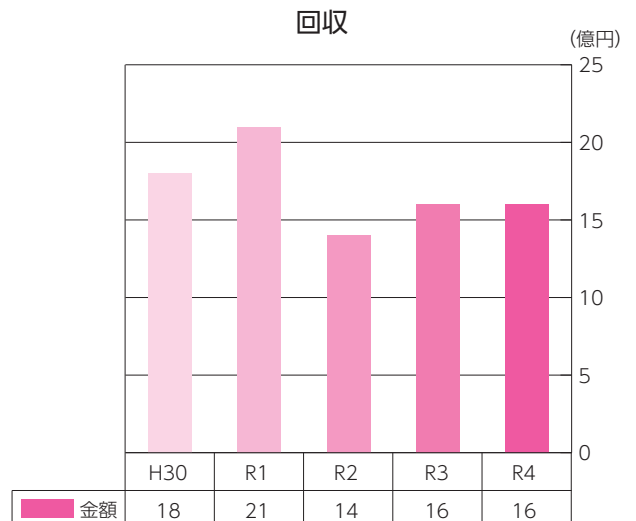
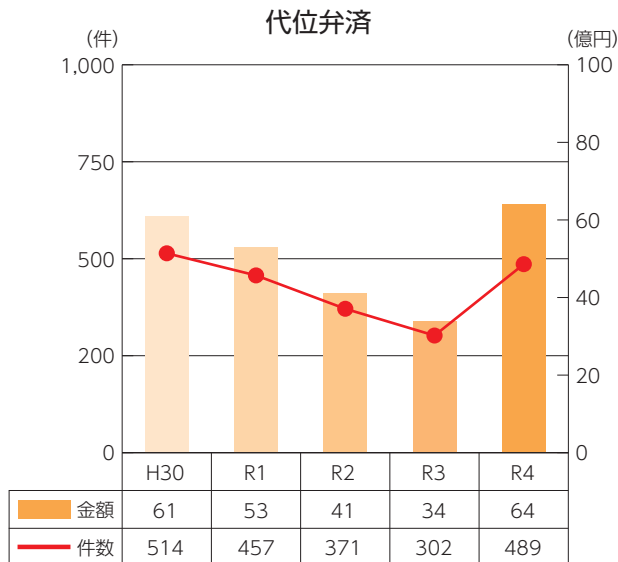
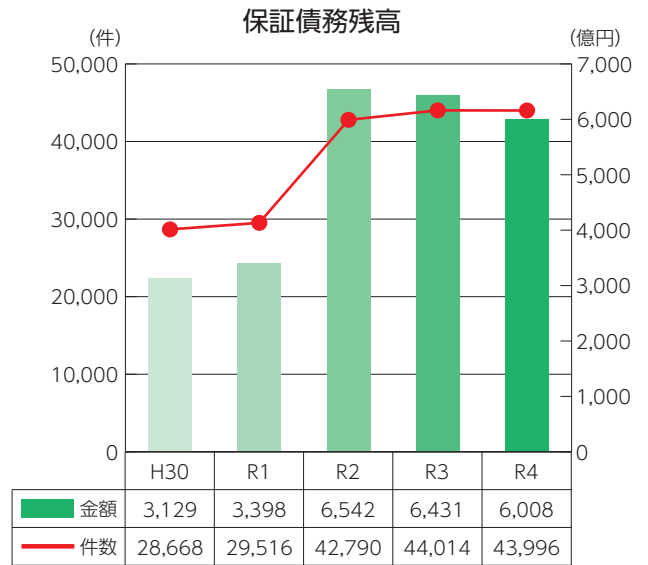
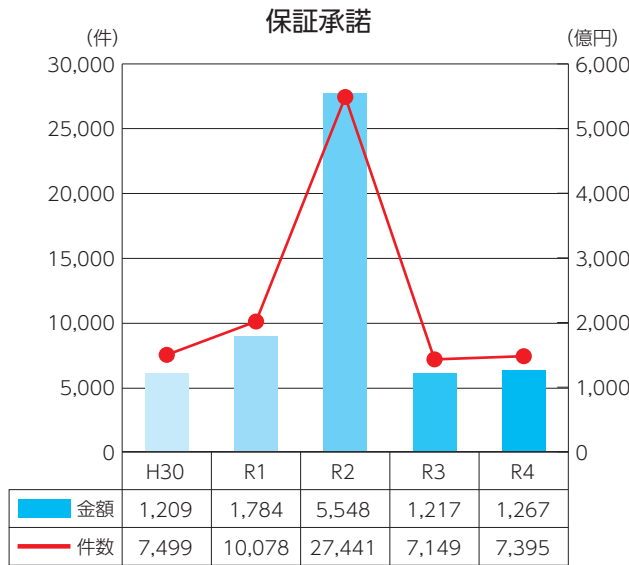
※当協会利用率 = 利用企業者数 ÷ 横浜市内の中小企業者数
横浜市内の中小企業者数は、平成30年11月30日中小企業庁公表資料を参照

横浜市内の中小企業者数
72,161者



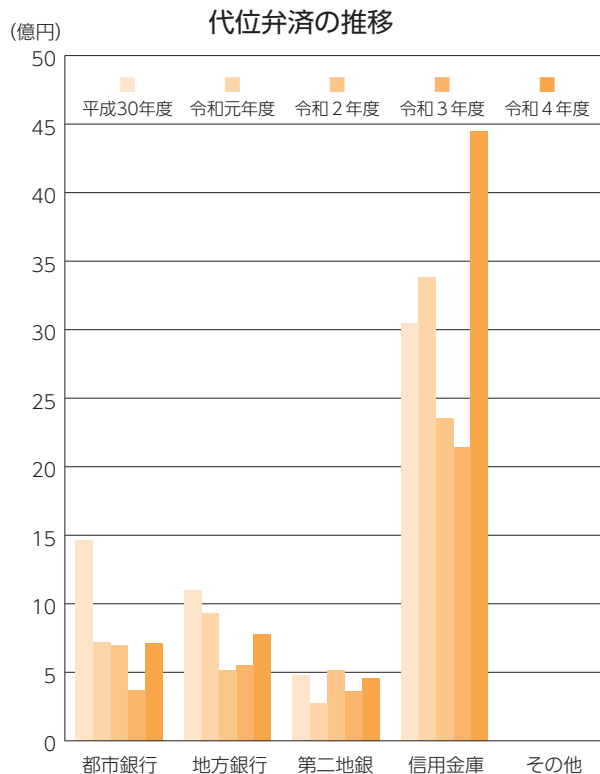
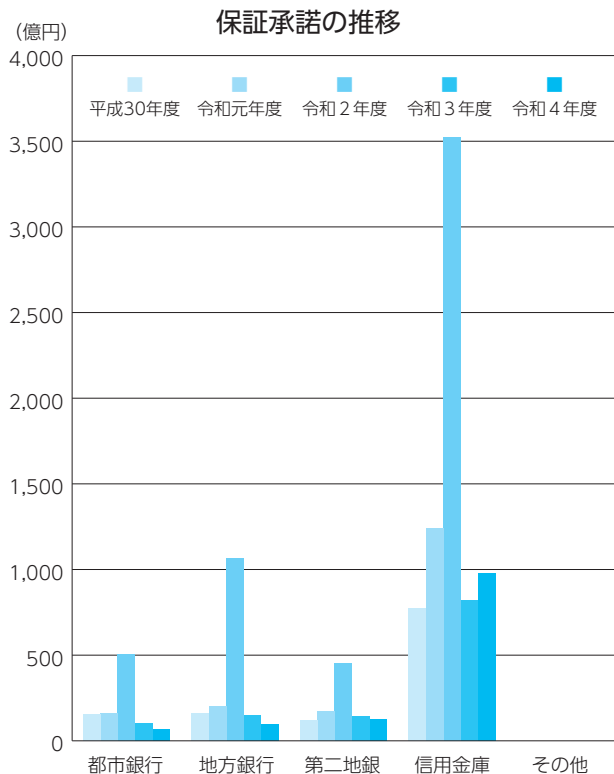
横浜市内の中小企業者の3者に1者ご利用いただいています。

(2) 保証承諾・保証債務残高・代位弁済・回収の推移

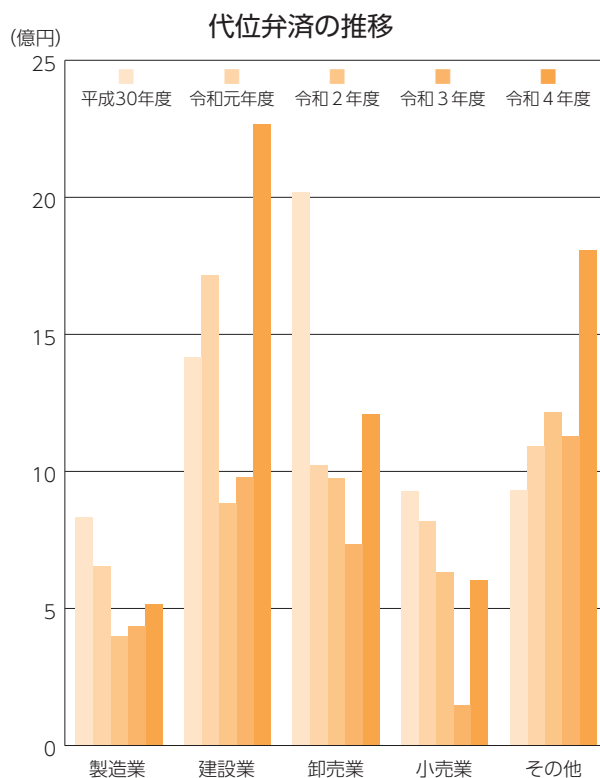
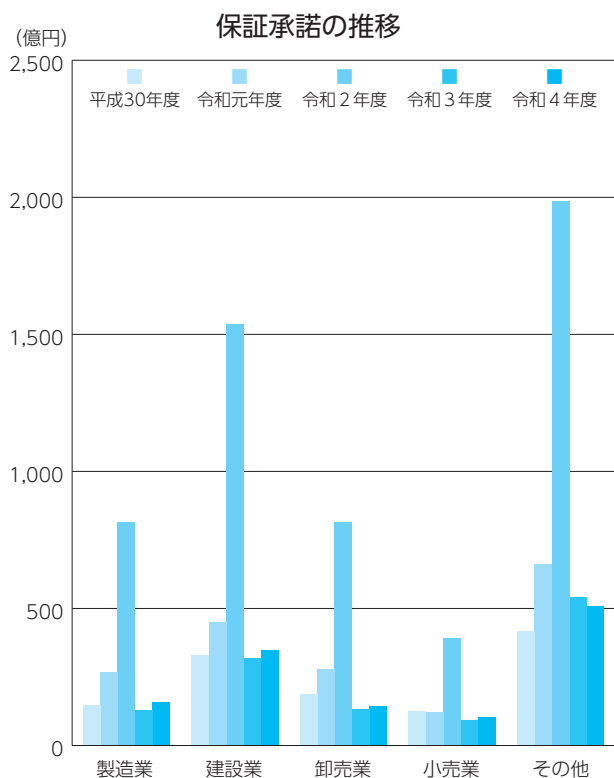


(3)保証承諾・代位弁済の推移(金融機関群・業種・行政区)

●金融機関群別

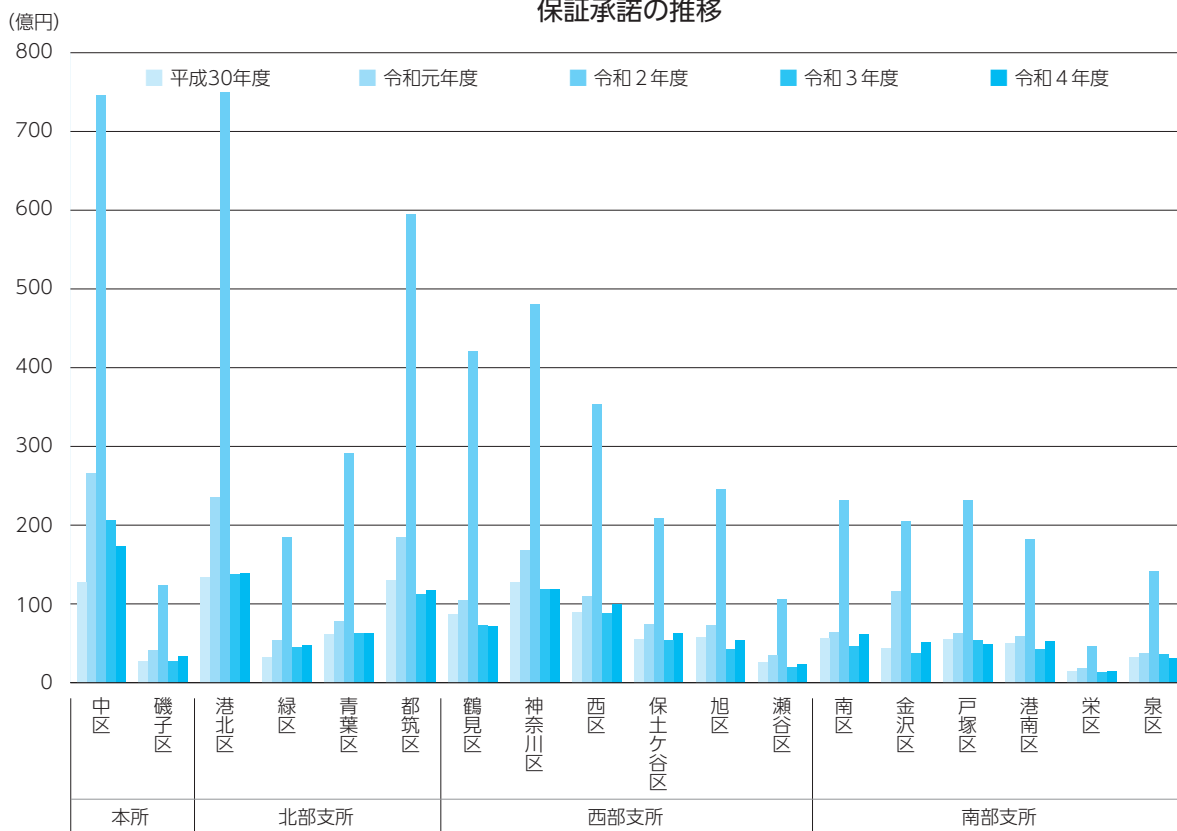


●業種別

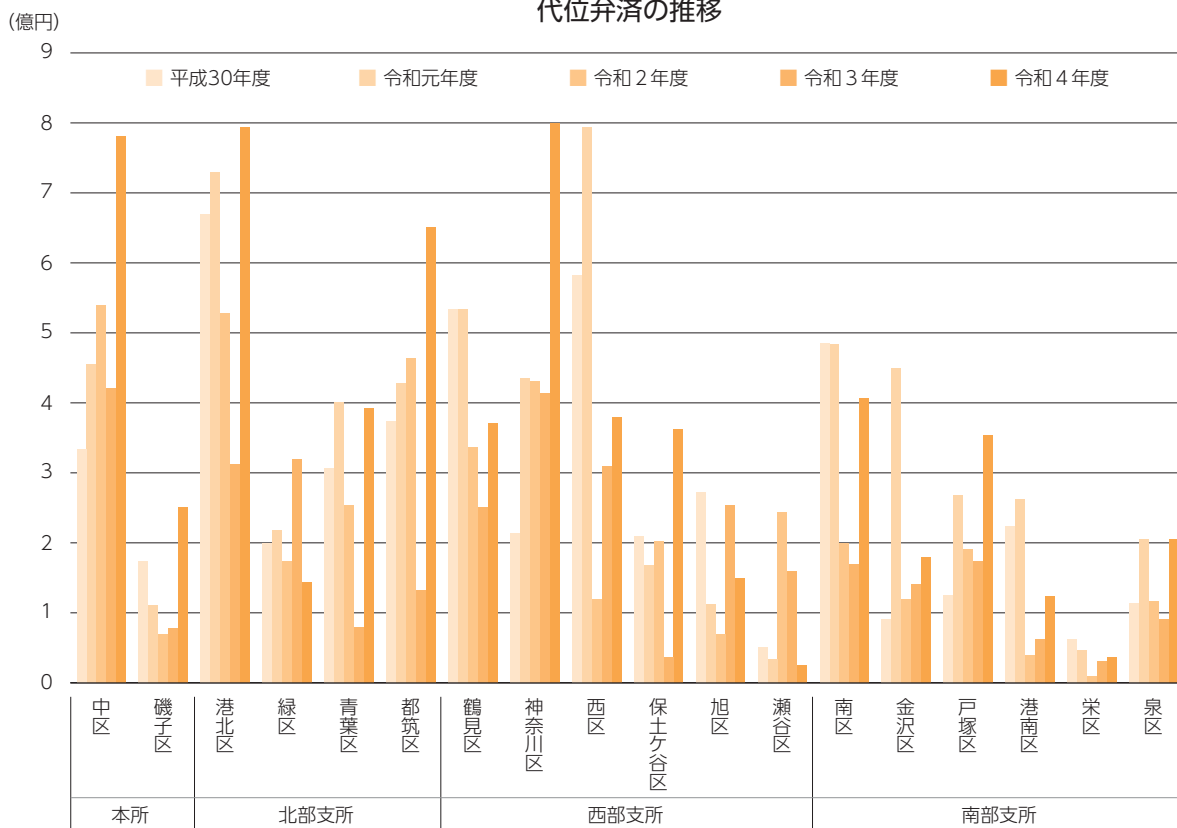


● 行政区別

保証承諾の推移



代位弁済の推移



(4) 令和4年度の実績

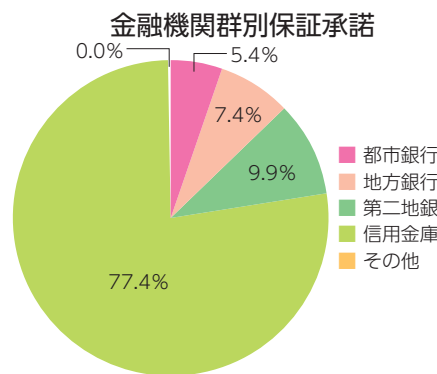
保証承諾

令和4年度の保証承諾額は、1,266億79百万円(前年比104.1%)となりました。

①金融機関群別保証承諾

(百万円・%)

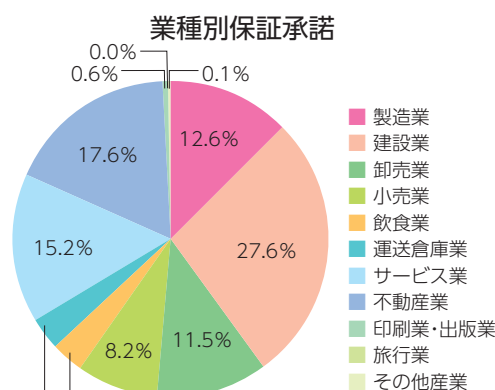
区分	金額	前年比	構成比
都市銀行	6,814	67.4	5.4
地方銀行	9,374	62.1	7.4
第二地銀	12,476	86.4	9.9
信用金庫	97,982	119.5	77.4
その他	33	39.3	0.0
合計	126,679	104.1	100.0



②業種別保証承諾

(百万円・%)

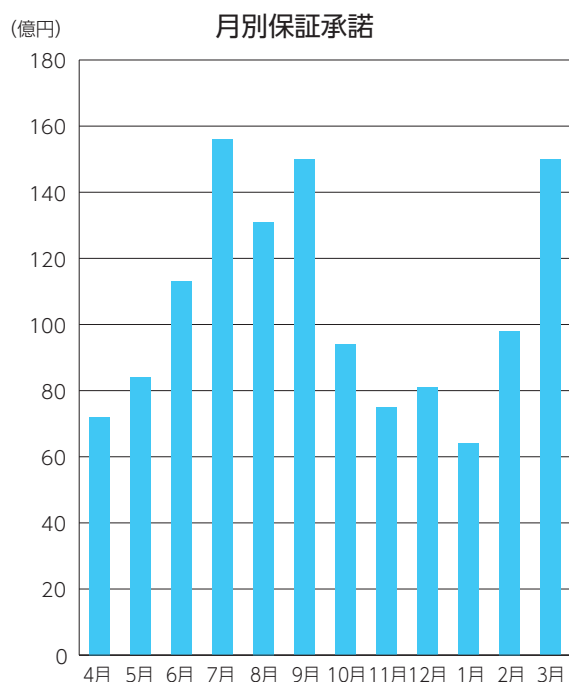
区分	金額	前年比	構成比
製造業	15,922	122.3	12.6
建設業	34,988	109.4	27.6
卸売業	14,536	108.2	11.5
小売業	10,430	113.6	8.2
飲食業	4,238	88.2	3.4
運送倉庫業	4,166	103.2	3.3
サービス業	19,206	97.7	15.2
不動産業	22,250	89.4	17.6
印刷業・出版業	764	186.2	0.6
旅行業	15	1450.0	0.0
その他産業	165	64.9	0.1
合計	126,679	104.1	100.0



③制度別保証承諾

(百万円・%)

区分	金額	前年比	構成比	
協会制度	一般保証	8,293	88.6	6.6
	全国小口	483	33.2	0.4
	当貸・カード	1,244	78.6	1.0
	よこはまアドバンテージ	15,873	102.1	12.5
	けいぞく	2,968	76.6	2.3
	伴走支援特別保証	2,297	161.5	1.8
	その他協会制度	3,834	58.6	3.0
	小計	34,991	87.9	27.6
横浜市制度	振興資金	13,600	105.7	10.7
	SDGsよこはま資金※1	518	47.5	0.4
	小規模企業特別資金	7,637	134.9	6.0
	小規模安定サポート	162	91.5	0.1
	経営安定資金	3,432	91.8	2.7
	新型コロナウイルス特別資金※2	6,427	35.2	5.1
	創業おうえん資金(創業)	3,481	103.3	2.8
	事業承継資金 経保不要特別	104	35.0	0.1
	伴走支援特別資金※3	55,731	446.9	44.0
	その他市制度	596	2.5	0.5
	小計	91,688	111.9	72.4
合計	126,679	104.1	100.0	



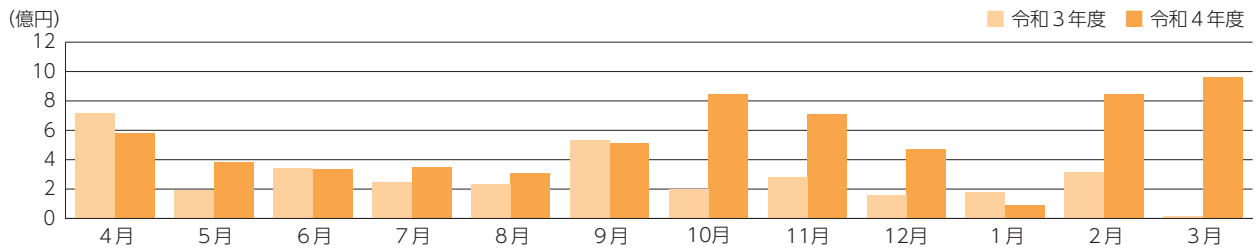
※1 前年比については、前年度の「よこはまプラス資金(一部)」と比較しています。

※2 前年比については、前年度の「経済変動対応資金」、「新型コロナウイルス経済変動対応資金」、「よこはまプラス資金(一部)」を対象に加え比較しています。

※3 伴走支援特別資金は、「新型コロナウイルス伴走支援特別資金」と「伴走型経営支援特別資金」の合算となり、前年比については、前年度の「新型コロナウイルス伴走支援特別資金」と比較しています。

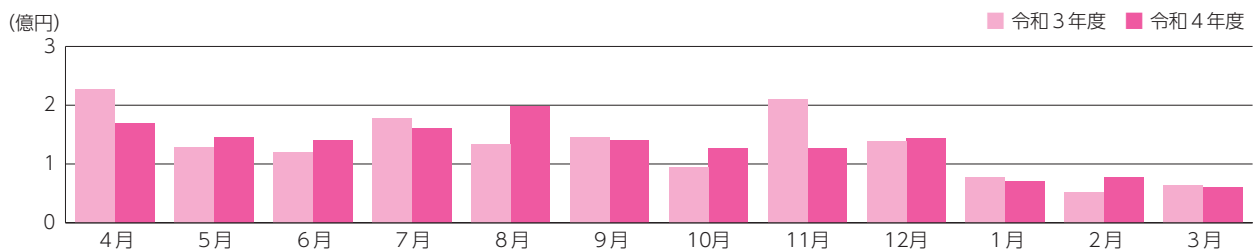
● 代位弁済

令和4年度の代位弁済額は、64億円(前年比186.6%)となりました。



● 求償権回収

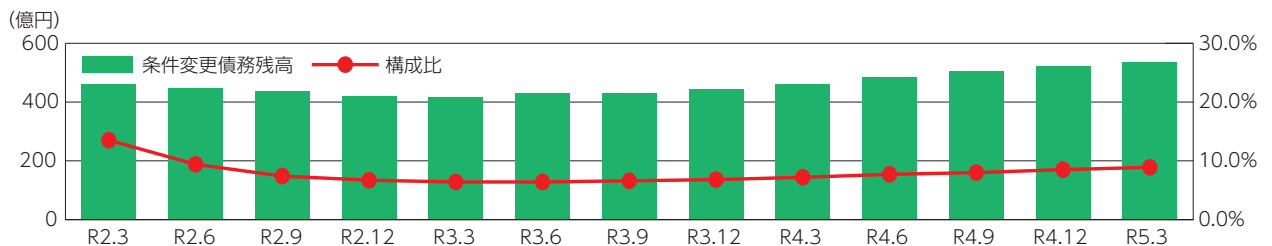
令和4年度の求償権回収額は、16億円(前年比99.1%)となりました。



● 条件変更債務残高

令和4年度の条件変更債務残高は、535億円(前年比75億円の増加)となりました。

保証債務残高に占める構成比は、8.9%(同1.7ポイントの増加)となりました。



● 横浜市との協約目標進捗状況

令和3年度から令和5年度の3年間の協約目標に対する令和4年度までの実績

取組	協約目標	実績	達成率※1
(1) 公益的使命の達成に向けた取組			
創業者への金融支援の促進 (創業関連保証、創業等関連保証の保証承諾件数)	1,150件	961件	83.6%
事業承継に向けた企業面談(オンライン含む)の推進 (事業承継支援のご案内で面談した中小企業者数)	375企業	352企業	93.9%
(2) 財務に関する取組			
専門家派遣の推進	900件	607件	67.4%
(3) 人事・組織に関する取組			
全国信用保証協会連合会主催の「信用調査検定」の中の上級資格「認定経営アドバイザー」または中小企業診断士の資格保有率の更なる増加	60.0%	62.1%	

※1 達成率：3年間の協約目標に対する達成率

事業者のニーズに応じた支援

中小企業・小規模事業者のニーズに応じた多様な資金需要や経営支援にきめ細かく対応できるよう、金融機関や支援機関等と連携を図りながら、様々な支援を行っています。

創業支援

● 創業者を応援する取組

横浜市内経済の活性化に貢献するため、独立開業の夢を持ち、新たに事業を開始する皆さまを応援しています。

これから事業を始めたい方や創業して間もない方におすすめの保証制度をご用意しています。

また、創業関連の保証制度をご利用いただいた方へ、創業後に生じた経営課題の解決をお手伝いするため、お借入後1年経過時を目途に再度協会担当者が訪問する創業後の経営支援も実施しています。

令和4年度の実績

創業おうえん資金	487件	34億81百万円
創業関連保証	4件	15百万円

令和4年度
創業おうえん資金
これから創業される方に加え、創業後5年未満の方にもご利用いただけます！

市外で事業を開始後、市内に移転した方・個人事業開始後、法人を設立された方もご利用いただけます！

融資額 **3,500万円以内**
融資期間 **10年以内**

横浜市信用保証協会が保証料率を0.4%割引、横浜市が保証料の1/4を助成します。

保証料率 0.8% → 当協会の割引 ▲0.4% → 横浜市の助成 1/4 → お客様負担 0.3%

横浜市経済局 (令和4年4月1日時点) 横浜市の中心企業への「経営」を身近でサポート 横浜市信用保証協会

● スタートアップする起業家や創業者を応援する保証制度「スタートアップ創出促進保証制度 (SSS保証)」

創業から一定期間を経過していない会社等を対象に、経営者保証を不要とする創業時の保証制度「スタートアップ創出促進保証制度 (SSS保証)」をご用意しております。

ご利用いただける方は次のいずれかに該当する方です。

創業を予定されている方

- ・事業を営んでいない個人で、2か月以内(※)に法人を設立し事業を開始する具体的な計画がある方
(※)市区町村が実施する認定特定創業支援等事業により支援を受けて創業する方は、6か月以内。
- ・分社化により別法人を設立して事業を開始する予定の法人

創業後5年未満の法人

- ・事業を営んでいない個人が設立した法人で、設立から5年未満である法人
- ・分社化により別法人として新たに設立した法人で、設立から5年未満である法人
- ・事業を営んでいない個人が開始した事業を法人化し、個人創業時から5年未満である法人

本制度を利用した方は、原則として法人設立から3年目と5年目に中小企業活性化協議会によるガバナンス体制の整備に関するチェック(※)を受け、「ガバナンス体制の整備に関するチェックシート」(写)を金融機関に提出していただきます。

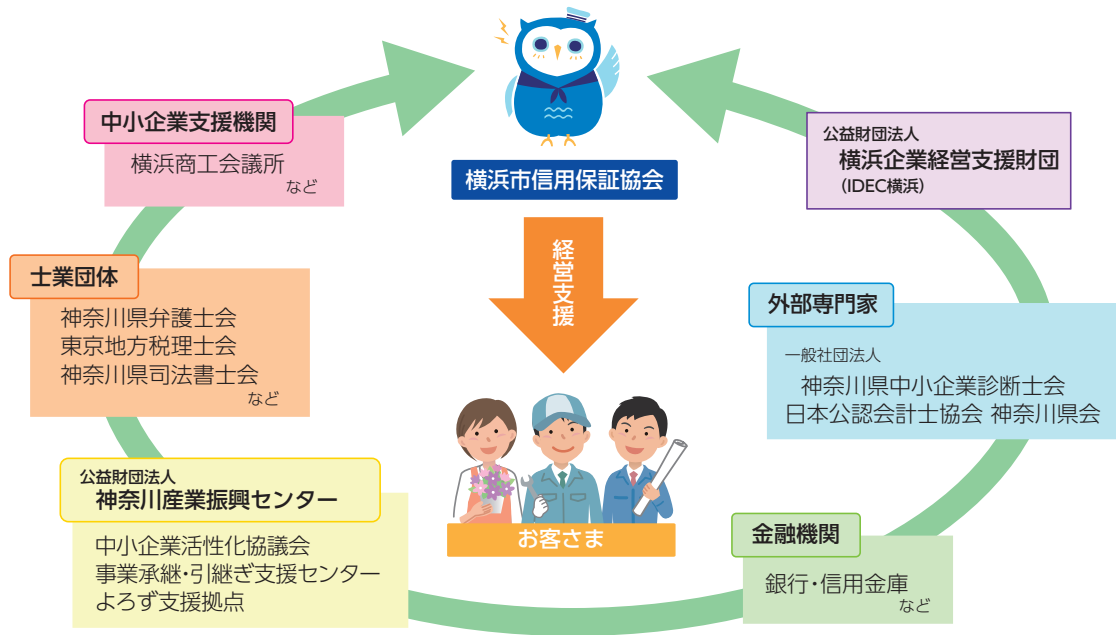
(※)持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現させるためにはガバナンス体制の整備・強化が必要であり、中小企業活性化協議会が「経営の透明性」「法人個人の分離」「財務基盤の強化」等についてチェックを行います。

経営支援・再生支援

個別企業の課題に即した経営改善、生産性向上や事業再生を支援するため、原則無料の専門家派遣や経営サポート会議、職員による訪問を実施しています。

● 経営支援における関係機関

経営支援は様々な機関と連携し、事業者のニーズに合った支援を行っています。



● 中小企業支援機関等との連携

○(公財)横浜企業経営支援財団 (IDEC横浜)

「小規模事業者向け無料出張相談」への橋渡しを行い、具体的な経営課題を有する小規模・零細企業の皆さまの経営支援活動に取り組んでいます。

令和4年度の橋渡し実績 9企業

○神奈川県事業承継・引継ぎ支援センター

後継者がご不在の中小企業・小規模事業者のM&Aについてのご相談等もお受けしています。

令和4年度の事業承継・引継ぎ支援センターへの紹介実績 6企業

● ファンドへの出資

地方創生等への貢献を果たすため、創業者や小規模事業者等の成長を支援する地域ファンド「かながわ中小企業支援ファンド」に出資しています。

● かながわ企業支援ネットワーク／経営サポート会議

かながわ企業支援ネットワークは、神奈川県内の金融機関、経営支援機関、国・地方公共団体等により構成され、経営改善・事業再生等のノウハウ・スキルの共有化等を行う枠組みです。

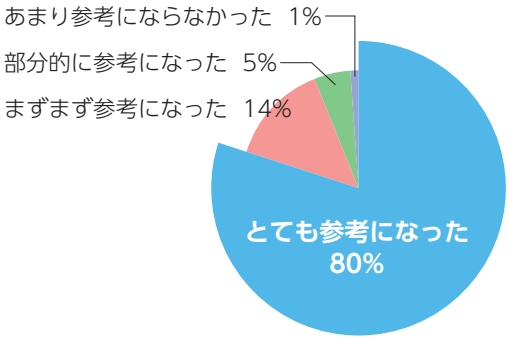
中小企業・小規模事業者、金融機関の要請に基づく経営サポート会議(バンクミーティング)も開催しています。

令和4年度 経営サポート会議 開催実績 24企業

● 専門家派遣

中小企業診断士等の専門家を派遣して、経営改善等の提案や経営改善等の計画策定支援を行っています。また、特定課題の解決のため、専門家の派遣日数1日でもご利用いただける「ターゲット支援」の取組も行っています。

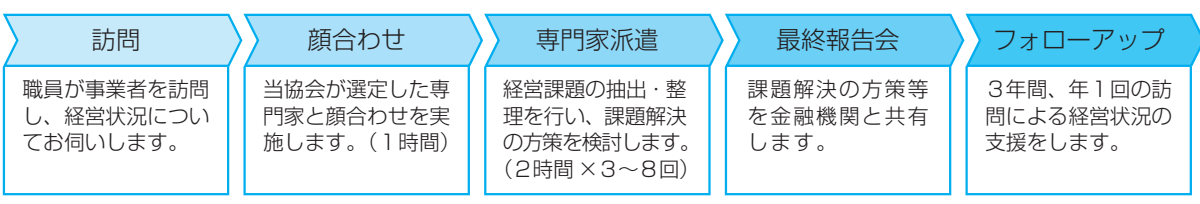
ご利用されたお客さまの評価



(単位：者)

令和4年度実績	計 画	実 績	計画比	前年比
対象企業への訪問	600	574	95.7%	100.2%
専門家派遣	400	320	80.0%	111.5%
経営改善等提案	120	156	130.0%	123.8%
経営改善等計画策定支援	80	46	57.5%	66.7%
既支援先フォローアップ	200	118	59.0%	128.3%

【専門家派遣の流れ】



専門家派遣の「特徴」や「流れ」を動画形式でわかりやすく解説しています。ぜひ一度ご覧いただき、専門家派遣の利用をご検討ください。



専門家派遣により支援を受けた方のインタビューを掲載している経営支援事例集もございます。

当協会が派遣する専門家の紹介も掲載しております。



● 財務診断

McSS（一般社団法人CRD協会が提供する財務診断ツール）を用いて、財務面における診断報告書を「無料」でご提供しています。同業種内や地域、売上規模による順位や偏差値を算出し、各種の経営指標を同業種平均値と比較することができます。

財務診断報告書は当協会ホームページからもお申込みいただけます。



WEB受付フォーム



事業承継支援

協会担当者が個別企業を訪問して事業承継の準備状況を確認(事業承継診断チェック)させていただき、必要に応じて専門家派遣による事業承継に向けたご支援や、関係機関との連携によりご支援しています。

また、事業承継専用の保証制度もご用意し、事業承継を資金面でもご支援しています。

令和4年度は、横浜市中心図書館との共催で、事業承継をテーマとした「経営者のための事業承継セミナー」を開催し、事業承継に課題を抱える皆さまに情報提供を行いました。

令和4年度の実績

事業承継診断チェック	200企業
事業承継資金	10件 3億54百万円



関係機関との連携

●金融機関との連携

金融機関との対話を通じた連携に注力するとともに、保証付き融資とプロパー融資を柔軟に組み合わせる取組や、伴走支援型の保証制度により、中小企業・小規模事業者の事業の発展を支援しています。

○金融機関訪問

金融機関の皆さまに信用保証協会の現状や取組等をご説明し、信用保証制度を適切にご利用いただくため、金融機関を訪問しています。

令和4年度の保証審査担当者による金融機関訪問実績 延べ154店舗

○金融機関との協調融資制度

金融機関と協調した融資制度「よこはまティアアップ保証」を活用した資金繰り支援をしています。

令和4年度の協調融資制度の承諾実績 53件 15億64百万円

○伴走支援型の保証制度

「新型コロナウイルス伴走支援特別資金(現：伴走型経営支援特別資金)」および「伴走支援型特別保証」を活用し、金融機関による継続的な伴走支援を受けながら経営改善を図る中小企業・小規模事業者を支援しています。

令和4年度の伴走支援型保証制度の承諾実績 2,649件 580億28百万円

●横浜市との連携

取扱金融機関に融資原資の一部を預け入れることにより、長期・固定で低利の横浜市中心企業融資を実現しています。一部資金では、信用保証料の一部を助成することで、借入時の中小企業・小規模事業者の負担軽減を図っています。

令和4年度の横浜市中心企業融資の実績 5,856件 916億88百万円

広報活動

当協会のことを知っていただき、身近な存在として捉えていただくため、広報活動に積極的に取り組んでいます。

● ホームページ

最新の情報を紹介しています。
当協会の概要、信用保証制度の仕組み、保証制度のご案内等を掲載しています。

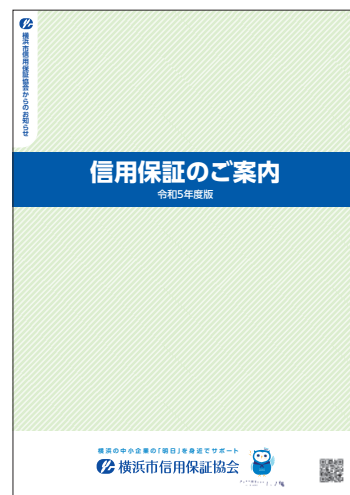
当協会ホームページは
こちら



● LINE

保証制度の創設、国や横浜市の補助金のご案内等、当協会の最新の取組や経営に役立つ情報を発信しています。

友だち登録は
こちら



● 広報物

信用保証のご案内、経営支援事業の取組（経営支援事例集）等を発行しています。

広報物のご案内ページは
こちら



● YouTube

YouTube公式チャンネルでは、中小企業・小規模事業者の皆さまや関係機関の皆さまにとって有益となる情報を投稿しています。

YouTube 公式チャンネルは
こちら



ご挨拶

プロフィール

コンプライアンス

個人情報保護宣言

事業計画・評価

信用保証制度のご案内

信用保証の動向

事業者のニーズに応じた支援

広報活動

主な保証制度

トピックス

SDGsに
関する取組

社会貢献活動

令和4年度
決算

相談窓口の案内

主な保証制度

(1) 横浜市中企業融資制度

中小企業・小規模事業者の皆さまが事業を行っていく上で必要な運転資金や設備資金を円滑に調達できるよう、横浜市が当協会および取扱金融機関と連携して行っている融資制度です。

制度名	融資額	保証期間	融資利率(年)	信用保証料率(年)
SDGsよこはま資金	2億8,000万円以内 (組合は4億8,000万円以内)	運転資金 7年以内 設備資金 15・20年以内	●固定金利 1年以内 0.9%以内 3年以内 1.2%以内 5年以内 1.4%以内 10年以内 1.6%以内 15年以内 1.8%以内 20年以内 2.0%以内	0.3375～1.4250% (融資額5,000万円を 上限に横浜市が 1/4助成)
伴走型経営支援 特別資金	1億円以内 (当協会および他の保証協会に おける利用額との合計金額)	運転資金 10年以内 設備資金 10年以内	●固定金利 1年以内 0.9%以内 3年以内 1.2%以内 5年以内 1.4%以内 10年以内 1.6%以内	0.100～1.035% (国による保証料補助 後に横浜市が1/2 または1/10助成)
経済変動特別資金	2億8,000万円以内 (組合は4億8,000万円以内)	運転資金 5・10年以内 設備資金 7・15年以内	●固定金利 1年以内 0.9%以内 3年以内 1.2%以内 5年以内 1.4%以内 10年以内 1.6%以内 15年以内 1.8%以内	0.405～1.710% (融資額5,000万円を 上限に横浜市が 1/10助成)
創業おうえん資金	3,500万円以内	運転資金 10年以内 設備資金 10年以内	●固定金利 1.9%以内 <small>*特定創業支援等事業による支援を受 けた方などは1.5%以内</small>	0.30% (当協会が0.4%割引 + 横浜市が1/4助成) <small>*特定創業支援等事業による支援を 受けた方などは横浜市が全額助成</small>
小規模企業 特別資金	2,000万円以内	運転資金 10年以内 設備資金 15年以内	●固定金利 1年以内 1.2%以内 3年以内 1.6%以内 5年以内 1.8%以内 15年以内 1.9%以内 ●変動金利 短期プライムレート +0.4%以内	0.45～1.98% (横浜市が1/10助成)
小規模企業資金繰り 安定サポート資金	2,000万円以内 (ただし、直近決算における 平均月商の2倍以内)	運転資金 1年以内	取扱金融機関の 所定利率	0.35～1.80% (当協会が0.1%割引)
経営安定資金	2億8,000万円以内 (組合は4億8,000万円以内)	運転資金 10年以内 設備資金 10年以内	●固定金利 1.7%以内	0.45～1.90%

制度名	融資額	保証期間	融資利率(年)	信用保証料率(年)
事業承継資金	2億8,000万円以内	運転資金 10年以内 設備資金 15年以内	取扱金融機関の 所定利率	0.3375~1.4250% (融資額5,000万円を 上限に横浜市が 1/4助成)
事業承継資金 (経営者保証不要)	2億8,000万円以内	運転資金 10年以内 設備資金 10年以内	取扱金融機関の 所定利率	【専門家による確認を 受けた場合】 0.1500~0.8625% (融資額5,000万円を 上限に横浜市が 1/4助成) 【専門家による確認を 受けていない場合】 0.3375~1.4250% (融資額5,000万円を 上限に横浜市が 1/4助成)

(2)当協会独自制度

当協会が独自に創設した保証制度です。保証料割引を行っている制度がございます。

制度名	融資額	保証期間	融資利率(年)	信用保証料率(年)
短期継続保証 (けいぞく)	100万円以上 2,000万円以内 ※ただし、直近決算(確定申告) の平均月商の2倍以内	1年以内	取扱金融機関の 所定利率	0.35~1.80% (当協会が0.1%割引)
よこはま アドバンテージ保証	2億8,000万円以内	一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合 10年以内 ※ただし、設備資金で 不動産担保の提供が ある場合は15年以内	取扱金融機関の 所定利率	0.35~1.05% (当協会が0.1%割引)



トピックス

● 会長就任に伴い取材を受けました

当協会の会長が新たに就任したことを受けて、神奈川新聞「トップに聞く」およびタウンニュース「人物風土記」にて取材をしていただきました。

神奈川新聞「トップに聞く」では、就任による抱負や現在の重点施策、今後の見通しについて発信し、タウンニュース「人物風土記」では、これまでの経歴や学生時代のエピソード、今後の意気込みを語りました。

トップに聞く

横浜市信用保証協会
横山 日出夫 会長

“中小支える安全網に”

2022年6月10日 神奈川新聞、同社提供、複製禁止

人物風土記

題字は 山 中 竹 春 横 濱 市 長

「そんな人々の暮らしている。大学で卒業するため、改めて経済は大切だと強く思った」と話す。

「出身は愛知県。一曲を演奏して、夏は80年代で止まっていた。その後、メジャーリーグを見るのが日課。大翔平と一緒にアナハイムに行き、エンジェルスにサインを見に行きたい」と夢を語る。

「信用保証と経営支援」を一本柱に掲げ、SDGsやDX化などが叫ばれる中、「事業者が社会の変化に対応できるように、しっかり支援したい」と責任感を口にする。「今の豊かな社会は前の世代のおかげ、自分も次の世代に良い社会をつないでいきたい」

● 4月1日、横浜市信用保証協会の会長に就任した

横山 日出夫さん
瀬谷区在住 61歳

経済を守り、社会を支える

○：市内企業の99.5%を占める中小企業への融資や経営のサポートを行う同協会。コロナ禍や競争による不安定な社会情勢の中での就任に、「経済の安定は、前向きな社会に不可欠。使命感を持って横浜の経済、社会を支えていきたい」と力強く語る。

○：大学卒業後、「市民に身近なところで働きたい」と学生時代になじみのあった横浜市役所に入庁し、39年間勤務。延べ14年を過ぎた財政局では予算編成に携わった。限られた財源で、国の情勢や市民のニーズに

含ませるため、関係各局との連携は不可欠。簡単とは言い難い。港北区長になった大自然の中で育つ中、中で母が買ってきたキターは、今も大切に

させる重要性を学んだ。プリ映画のモデルにもなった。休日には繁華の散歩、メジャーリーグを見るのが日課。大翔平と一緒にアナハイムに行き、エンジェルスにサインを見に行きたい」と夢を語る。

「信用保証と経営支援」を一本柱に掲げ、SDGsやDX化などが叫ばれる中、「事業者が社会の変化に対応できるように、しっかり支援したい」と責任感を口にする。「今の豊かな社会は前の世代のおかげ、自分も次の世代に良い社会をつないでいきたい」

2022年4月28日 タウンニュース港北区版

● 横浜健康経営認証クラスAAAを取得しました

横浜市が認証を行う、「横浜健康経営認証」制度でクラスAAAを取得しました。

横浜健康経営認証とは、従業員等の健康保持・増進の取組が、将来的に企業の収益性を高める投資であると捉え、従業員の健康づくりを経営的な視点から考えて「健康経営」に取り組む市内事業所を、取組状況に応じてクラスA～AAAの3区分で認証する制度です。

当協会は、過去にクラスAを取得して以来、役職員の健康課題の把握や健康課題に得した取組を行ってきました。令和4年度は健康増進普及期間を設定して継続的な運動を日常に取り入れた結果、クラスAAAを取得することができました。



●「ハマ福★通信」を作成しました

事業実績やトピックスをまとめた広報誌を「ハマ福★通信」としてリニューアルしました。

ご覧いただく中小企業・小規模事業者の皆さまや関係機関の皆さまにとって見やすく、より親しみを持っていただけるよう、冊子のタイトルからデザイン、ページ構成等を一新しました。

また、新たな取組として、専門家派遣による経営支援を実施させていただいた事業者のインタビュー記事を掲載しました。

“ハマのアメ横”と呼ばれる商店街にお店を構える人気鮮魚店や、ブライダル業界への生花販売を得意とする生花店の社長にご協力いただいたインタビュー記事は、当協会のホームページでもご覧いただけます。ぜひ、ご覧ください。



ハマ福★通信はこちらからご覧いただけます

●ライスレジンからできたマグネットを作成しました

中小企業・小規模事業者の皆さまへのSDGsの啓発とともに、当協会としてのSDGsの取組をPRすることを目的として、非食用のお米からできたバイオマスプラスチック（ライスレジン）を使用したマグネットを作成しました。

当協会のイメージキャラクターである「ハマ福」のかたち加工し、可愛らしいデザインに仕上げました。



●YouTubeチャンネルに動画を投稿しました

令和3年度に新たな広報手段として開設したYouTubeチャンネルに、第2弾として創業計画書の記入方法を解説した動画を投稿しました。

当協会のイメージキャラクター「ハマ福」が、カフェをオープンするまでのストーリーに合わせて、創業計画書を作成する際のポイントを解説する動画としました。



動画はこちらからご覧いただけます



●Y-SDGs認証(Superior：上位)を取得しました

横浜市SDGs認証制度において、「Y-SDGs(Superior:上位)」を取得しました。

横浜市SDGs認証制度Y-SDGsとは、国連で定めている2030年のSDGs達成に向けて、横浜市内で取り組む企業・団体等の事業者を、「環境」、「社会」、「ガバナンス」、「地域」の4つの分野、30項目で評価し、横浜市が認証することで事業者の更なる取組支援に繋げることを目的とする制度です。

当協会は令和3年度に(standard：標準)を取得していましたが、令和4年1月1日に「SDGs宣言」を行うなど、SDGsに関する取組を推進した結果、ランクアップすることができました。



SDGsに関する取組

SDGsの達成を通じて持続可能な社会の実現が求められる昨今、当協会はSDGs（持続可能な開発目標）の趣旨に賛同し、達成に貢献するため、様々な課題の解決に向けた取組を積極的に推進してまいります。

令和4年度経営計画で重点課題として掲げた項目へのSDGsに関する取組状況は、以下の通りです。



経済課題への取組

金融機関等との連携による市内事業者の事業継続に向けた資金繰り支援

- 国、横浜市が行う伴走支援保証制度やSDGsよこはま資金をはじめとする政策保証の推進、個別企業の状況に即した資金調達を支援し、新しい時代に適合した成長を後押し

地方創生への貢献を果たすため、新たな地域の担い手創出に向けた支援

- 創業や事業承継に関する保証制度を活用した資金調達支援
- 創業期を乗り越えるためのフォローアップを通じた支援
- 横浜市立図書館で創業や事業承継をテーマに、関連図書の展示や保証協会による支援内容の紹介を通じ、創業や事業承継の理解を深める場の提供

市内事業者の課題に応じた経営支援の取組

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市内事業者への訪問等により経営支援メニューの紹介を行い、抱えている経営課題を確認し、市内事業者へ経営支援を実施
- 市内事業者の事業承継への取組状況や課題を確認するとともに、専門家や「事業承継・引継ぎ支援センター」等との連携により円滑な事業承継を後押し
- 経営支援メニューや経営改善に繋がったベストプラクティス（経営支援好事例）等を市内事業者や金融機関等に情報発信

外部支援機関と連携した経営支援の取組

- 横浜中央図書館や横浜商工会議所と共催で市内事業者向けセミナーを行い経営課題の解決に向けた知識習得の場の提供
- 神奈川県中小企業活性化協議会、関東経済産業局、神奈川県内3協会の5者連名で「中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジの総合的支援に向けた連携協定」を締結し、事業再生や事業再構築が必要な市内事業者へ個別企業の実情に応じた事業再生支援の実施

8 働きがいも
経済成長も9 産業と技術革新の
基盤をつくらう11 住み続けられる
まちづくりを12 つくる責任
つかう責任17 パートナリシップで
目標を達成しよう

社会課題への取組

地域社会の貢献に繋がる活動

- 災害用備蓄食料品をフードバンクを通じて食品支援を必要としている方々へ寄贈
- 日本盲導犬協会の募金箱を設置
- 横浜市立大学みなとみらいサテライトキャンパスでの公開講座や横浜市立大学での出張講義の実施により信用保証協会の役割等を発信
- こどもエコ活事業、はまっ子未来カンパニープロジェクト、国際仮装行列等へ協賛
- 障がい者雇用を積極的に行う「かながわ障害者雇用ハート企業」としての取組の推進

職員の活躍

- 横浜健康経営認証AAAを取得し、職員の健康保持・増進の取組の推進
- 休暇取得の推進やノー残業デー、ノー残業ウィークの設定によるワークライフバランスの推進
- 時差出勤による働き方のダイバーシティ推進
- 育休取得後の円滑な職場復帰を目的として、職場復帰支援プログラムを制定
- 職員のキャリアに応じた研修や通信教育による能力開発やスキル向上
- 幅広い知識の吸収を目的として、有識者を講師とした研修を実施



環境課題への取組

国が選定した「SDGs未来都市・横浜」の一員として持続可能な社会を実現するための取組

- 横浜市の「Y-SDGs認証」にて上位認証 (Superior) を取得し、持続可能な社会の実現に貢献する取組を推進
- 印刷物は、環境に配慮したFSC認証紙やベジタブルインクを活用して作成
- サステナビリティボンドやグリーンボンドへの投資
- SDGsの更なる推進や親しみやすい雰囲気づくり、働きやすい職場づくりに繋げることを目的に通年ノーネクタイを開始



社会貢献活動

当協会では、信用保証業務に留まらず、社会貢献活動にも積極的に取り組んでいます。

●横浜市立大学で出張講義を行いました



横浜市立大学 国際商学部「コーポレート・ファイナンス(河瀬宏則准教授)」で「中小企業・小規模事業者の資金調達」と題した講義を実施しました。

同大学での出張講義は令和元年度に開始し4回目となり、前回に引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、オンライン授業となりました。

受講した学生からは、「横浜市信用保証協会の業務内容やコロナ禍における中小企業の在り方など幅広く学ぶことができました」等の感想をいただきました。



●横浜市立大学エクステンション講座で出張講義を行いました



横浜市立大学がみなとみらいサテライトキャンパスで実施しているエクステンション講座で出張講義を実施しました。

本講義は市民の皆さまを対象に、現場の体験を交えながら信用保証協会の役割や中小企業の資金調達の実態を知っていただくことを狙いとしました。

講義では「スタートアップ企業の経営者が持つべき選択肢」と題して、デットファイナンスによる資金調達にフォーカスした、スタートアップ企業経営者に必要な知識を解説しました。

参加された方からは、「信用保証協会の役割を理解できた」等の感想をいただきました。



●横浜マラソン2022のボランティア活動に参加しました

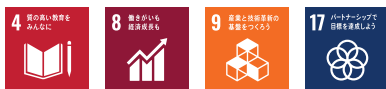


当協会では、社会貢献活動の一環として、平成27年より横浜マラソンのボランティア活動に参加しています。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中止もあり、久しぶりのボランティア活動となった横浜マラソン2022では、役職員34名が赤レンガ倉庫付近にて給水ボランティアを行い、数多くのランナーの力となるように活動しました。



●「はまっ子未来カンパニープロジェクト」へ協賛しました



当協会では、平成28年度より、横浜市が自分づくり教育の一環として実施している「はまっ子未来カンパニープロジェクト」に協賛しています。

「はまっ子未来カンパニープロジェクト」は、横浜市教育委員会が中心となり、横浜の子どもたちが地域や社会の課題と向き合い、学校と企業・地域・外部機関が連携して解決に向けて取り組むことで、地域貢献意識等を育むことを目的として実施されています。



●日本盲導犬協会の募金箱を設置しました



当協会北部支所に、公益財団法人 日本盲導犬協会の募金箱を設置しました。

北部支所の近くには神奈川訓練センターがあり、新横浜駅周辺にて盲導犬の歩行訓練を目にしていたことをきっかけに同センターを訪問しました。

そこでは、国内で実働している盲導犬頭数に対して、将来、盲導犬を希望する方は遥かに多く存在し、盲導犬の育成が追いついていないことを知りました。

この取組は、急務とされている盲導犬と盲導犬訓練士の育成に役立てられています。



●災害備蓄品の寄贈、使用済み切手の寄付を行いました



災害備蓄用品のレスキューフーズ(クラッカー) 240缶を、NPO法人フードバンク横浜を通じて食品支援を必要としている方々へ寄贈しました。

また、使用済み切手は、(福)横浜市保土ヶ谷区社会福祉協議会および(福)横浜市青葉区社会福祉協議会を通じて、慈善団体へ寄付しました。寄付した使用済み切手は換金され、社会貢献活動に活用されます。



令和4年度決算

● 貸借対照表

(単位：円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
現金	149,953	基本財産	28,096,949,005
現金	149,953	基金	9,844,209,500
小切手	0	基金準備金	18,252,739,505
預け金	10,377,524,094	制度改革促進基金	0
当座預金	0	収支差額変動準備金	9,946,486,590
普通預金	772,097,489	その他有価証券評価差額金	215,141,184
通知預金	2,000,000,000	責任準備金	3,918,720,356
定期預金	7,600,000,000	求償権償却準備金	1,968,305,662
郵便貯金	5,426,605	退職給与引当金	504,947,989
金銭信託	0	損失補償金	0
有価証券	48,354,806,566	保証債務	600,829,195,692
国債	0	求償権補填金	0
地方債	24,800,000,000	保険金	0
社債	23,300,000,000	損失補償補填金	0
株式	250,558,784	借入金	0
受益証券	0	長期借入金	0
新株予約権	0	(うち日本政策金融公庫分)	0
ファンド出資	4,247,782	短期借入金	0
譲渡性預金	0	(うち日本政策金融公庫分)	0
その他	0	収支差額変動準備金造成資金	0
動産・不動産	187,500,794	雑勘定	19,619,683,374
事業用不動産	86,332,262	仮受金	146,312,768
事業用動産	101,168,532	保険納付金	45,704,235
所有動産・不動産	0	損失補償納付金	11,408,718
建設仮勘定	0	未経過保証料	19,360,756,825
損失補償金見返	0	未払保険料	2,016,487
保証債務見返	600,829,195,692	未払費用	53,484,341
求償権	3,989,012,979	有価証券未払金	0
譲受債権	0		
雑勘定	1,361,239,774		
仮払金	26,622,605		
保証金	0		
厚生基金	142,375,550		
連合会勘定	0		
未収利息	56,838,668		
有価証券未収入金	0		
未経過保険料	1,135,402,951		
合 計	665,099,429,852	合 計	665,099,429,852

● 貸借対照表の用語解説

借 方	支 出
現金 預け金	基本財産
有価証券	
地方債や社債等を保有し運用しています。	収支差額変動準備金
動産・不動産	
求償権	
代位弁済累計額から既受領保険金等相当額を控除した額です。	責任準備金
当年度中に日本政策金融公庫に支払った保険料のうち翌年度以降に帰属する部分を計上しています。	求償権償却準備金
未經過保険料	退職給与引当金
その他	未經過保証料
	未払保険料
	その他

株式会社の資本金に相当します。出えん金と金融機関等負担金からなる「基金」と過去の収支差額の累計の「基金準備金」により構成されています。

収支差額に欠損が生じた場合や急激な保証の増大等により基本財産の増強が必要となった場合に備え収支差額の一部を積み立てています。

受入保証料のうち翌年度以降に帰属する部分を計上しています。

※保証債務見返(資産)と保証債務(負債)は同額のため、この表から除いてあります。
 ※業務方法書の改正に伴い、当事業年度から責任準備金の積立方法を変更しております。
 責任準備金の積立方法の変更については、業務方法書の取扱いに従っており、変更後の積立方法に基づく当事業年度の期首の責任準備金と、前事業年度末の責任準備金との差額を、当事業年度の期首の収支変動差額準備金に反映しております。
 この結果、当事業年度の期首において、責任準備金が285,615,608円増加し、収支差額変動準備金が同額減少しております。

● 収支計算書

(単位：円)

支出の部		収入の部	
科目	金額	科目	金額
経常支出	4,200,984,871	経常収入	6,920,936,649
業務費	1,468,121,685	保証料	6,279,691,511
役職員給与	665,419,951	預け金利息	13,617,319
退職給与引当金繰入	40,535,671	有価証券利息配当金	205,263,594
その他人件費	133,474,157	調査料	0
旅費	641,555	延滞保証料	0
事務費	363,851,983	損害金	67,577,495
賃借料	147,120,549	事務補助金	30,987,356
動産・不動産償却	14,414,342	責任共有負担金	310,474,000
信用調査費	10,239,482	雑収入	13,325,374
債権管理費	59,494,120		
指導普及費	16,216,275		
負担金	16,713,600		
借入金利息	0		
信用保険料	2,730,968,628		
責任共有負担金納付金	0		
雑支出	1,894,558		
経常収支差額	2,719,951,778		
経常外支出	10,415,311,558	経常外収入	10,071,633,190
求償権償却	4,513,623,018	償却求償権回収金	138,552,164
譲受債権償却	0	責任準備金戻入	4,165,881,361
雑勘定償却	5,647,700	求償権償却準備金戻入	1,527,389,113
有価証券評価損	0	求償権補填金戻入	4,239,233,612
有価証券売却損	0	保険金	3,957,667,351
退職金	8,998,512	損失補償補填金	281,566,261
責任準備金繰入	3,918,720,356	有価証券評価益	0
求償権償却準備金繰入	1,968,305,662	有価証券売却益	0
その他支出	16,310	補助金	0
経常外収支差額	△ 343,678,368	その他収入	576,940
当期収支差額	2,376,273,410		
収支差額変動準備金繰入額	1,188,136,705		
基本財産繰入額	1,188,136,705		

● 収支計算書の用語解説

支 出		収 入	
業務費	経常支出	経常収入	保証料
信用保険料			預け金利息等
責任共有負担金納付金			責任共有負担金
	その他		
求償権償却	経常外支出	経常外収入	責任準備金戻入
責任準備金繰入			求償権償却準備金戻入
求償権償却準備金繰入			求償権補填金戻入
その他			その他
経常収支差額	当期収支差額		
経常外収支差額			

日本政策金融公庫へ支払った当年度に対応する信用保険料を計上しています。

金融機関から受領した負担金の一定割合を日本政策金融公庫に納付しています。

年度末求償権のうち回収不能分や求償権補填金相当額を計上しています。

保証債務残高の一定割合を積み立てています(洗替方式のため繰入と戻入が発生)。

受入保証料のうち当年度に対応する部分を計上しています。

負担金方式を選択した金融機関から受領した負担金を計上しています。

求償権の一定割合を積み立てています(洗替方式のため繰入と戻入が発生)。

代位弁済により日本政策金融公庫から受領した保険金と横浜市等から受領した代位弁済補填金を計上しています。

● 基本財産

基本財産とは、一般企業の資本金に相当するもので、信用保証協会が引き受けた保証債務の最終担保的な性格があります。このことから、当協会が引き受ける保証債務の最高限度額は、定款の定めにより基本財産の50倍（定款倍率）となっています。このため、中小企業の保証需要に安定して応え、公共的使命を果たしていくためには、基本財産の充実が不可欠となっています。

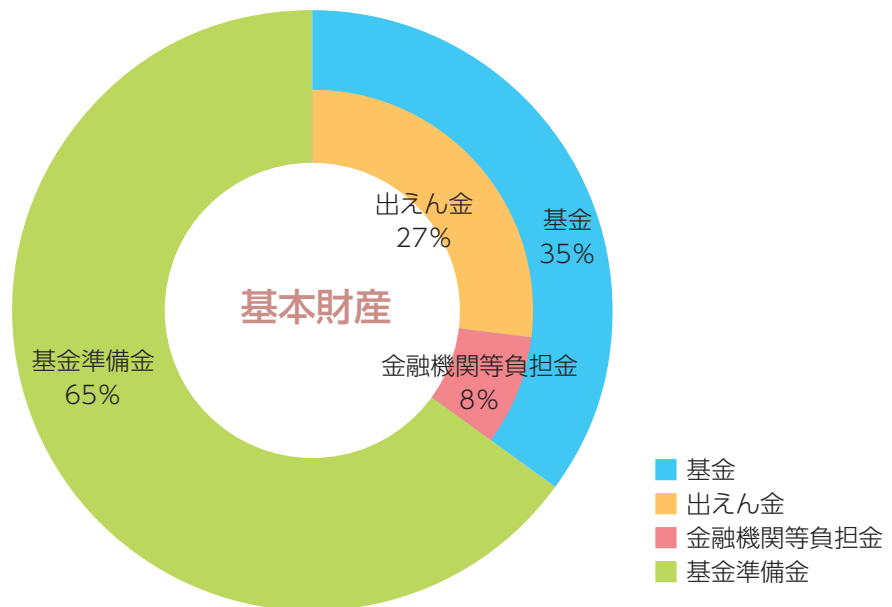
● 基本財産の構成

基本財産は①基金②基金準備金で構成されています。

①基金は、横浜市からの拠出である出えん金と金融機関等負担金で構成されています。

②基金準備金は、毎事業年度決算における収支差額のうち、基金準備金として繰り入れた累計で、信用保証協会の自己造成資金です。

基本財産	280億97百万円
①基金	98億44百万円
出えん金	76億28百万円
金融機関等負担金	22億16百万円
②基金準備金	182億53百万円



ご相談窓口のご案内

本 所

保証担当地区

■中区 ■磯子区

〒231-8505 中区山下町22 (山下町SSKビル9階・10階)
 (9階) 総務部 (総務課、企画情報課)
 TEL: 045-662-6622 FAX: 045-662-6921
 コンプライアンス統括室
 TEL: 045-662-6627 FAX: 045-662-6927
 (10階) 経営支援部 経営支援室 (経営支援課、期中支援課)
 TEL: 045-662-6624 FAX: 045-661-0519
 経営支援部 (保証統括課、保証課)
 TEL: 045-662-6623 FAX: 045-661-0089
 管理部 (管理統括課)
 TEL: 045-662-6625 FAX: 045-681-3386
 管理部 (管理第一課、管理第二課)
 TEL: 045-662-9927 FAX: 045-226-5122
 <アクセス> みなとみらい線日本大通り駅 3番情文センター出口より徒歩約3分
 JR関内駅 南口より徒歩約12分・JR石川町駅 中華街口より徒歩約13分
 横浜市営地下鉄関内駅 1番出口より徒歩約12分



北 部 支 所

保証担当地区

■港北区 ■緑区 ■青葉区 ■都筑区

〒222-0033 港北区新横浜3-9-18 (新横浜TECHビルB館6階)
 TEL: 045-470-5600 FAX: 045-470-7170
 <アクセス> JR新横浜駅「横浜アリーナ」方面出口から徒歩約7分
 横浜市営地下鉄新横浜駅 7番出口より徒歩約4分



西 部 支 所

保証担当地区

■鶴見区 ■神奈川区 ■西区 ■保土ヶ谷区 ■旭区 ■瀬谷区

〒220-0004 西区北幸1-6-1 (横浜ファーストビル7階)
 TEL: 045-319-5335 FAX: 045-319-5340
 <アクセス> 横浜駅 西口より徒歩約3分
 横浜市営地下鉄横浜駅 10番出口より徒歩約1分



南 部 支 所

保証担当地区

■南区 ■金沢区 ■戸塚区 ■港南区 ■栄区 ■泉区

〒233-0002 港南区上大岡西1-6-1 (ゆめおおおかオフィスタワー 22階)
 TEL: 045-844-6621 FAX: 045-845-0641
 <アクセス> 京浜急行上大岡駅 3階改札口より徒歩約3分
 横浜市営地下鉄上大岡駅 6番出口より徒歩約3分



当協会は本所の他、新横浜駅に北部支所、横浜駅に西部支所、上大岡駅に南部支所と4拠点体制としています。
 窓口開設時間：9時～17時（土日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く）

ご挨拶

プロフィール

コンプライアンス

個人情報
保護宣言

事業計画・
評価

信用保証制度の
ご案内

信用保証の
動向

事業者のニーズに
応じた支援

広報活動

主な保証制度

トピックス

SDGsに
関する取組

社会貢献活動

令和4年度
決算

ご相談窓口の
ご案内



横浜の中小企業の「明日」を身近でサポート



横浜市信用保証協会

<https://www.sinpo-yokohama.or.jp>



SIAA
ISO 22196
抗菌加工

抗菌加工済・抗菌加工済
JPO122556A0001X

SIAAマークはISO22196法に
より評価された結果に基づき、
抗菌製品技術協議会がイトラ
イタの抗菌加工済情報公開され
た製品に表示されています。



ミックス
紙 | 責任ある森林
管理を支えています
FSC® C081701
www.fsc.org